

平成 30 年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成 30 年 9 月 13 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 30 年 9 月 13 日 午前 9 時 57 分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 付託案件

議案第 52 号 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 53 号 可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 57 号 他の地方公共団体の公の施設の相互利用に関する協議について

2. 出資法人の経営状況説明書について

- (1) 一般財団法人可児市公共施設振興公社
- (2) 公益財団法人可児市体育連盟
- (3) 公益財団法人可児市文化芸術振興財団

3. 事前質疑

- (1) 地震によるブロック塀等の撤去費補助金交付要綱について
リニア中央新幹線工事関連での問いについて
大規模太陽光発電施設について

4. 報告事項

- (1) 大森奥山地内（櫛ヶ丘）宅地開発事業の経緯について
- (2) 可児御嵩インターチェンジ周辺の土地利用について
- (3) 可児市垂炭鉾廃坑状況図について
- (4) 都市計画区域マスタープランの素案作成について
- (5) 可児市地域公共交通網形成計画について
- (6) リニア中央新幹線（大森工区）工事について
- (7) 東海環状自動車道付加車線事業について

5. 協議事項

- (1) 前期委員会からの引き継ぎ事項及び所管事務事業の調査研究課題について
- (2) FMからの議会放送について

5. 出席委員 (7名)

委員長	板津博之	副委員長	大平伸二
委員	亀谷光	委員	伊藤健二
委員	川上文浩	委員	酒井正司

委 員 伊 藤 壽 委 員 渡 辺 仁 美

6. 欠席委員 なし

7. 参考人

一般財団法人	可児市公共施設振興公社	事務局長	渡 辺 英 幸
公益財団法人	可児市体育連盟	事務局長	宮 地 直 木
公益財団法人	可児市文化芸術振興財団	事務局長	山 口 和 己

8. 説明のため出席した者の職氏名

観光経済部長	渡 辺 達 也	市民部長	杉 山 修
建設部長	丹 羽 克 爾	水道部長	田 中 正 規
市民部担当部長	瀬 瀬 新 吾	地域振興課長	杉 下 隆 紀
産業振興課長	加 納 克 彦	人づくり課長	遠 藤 文 彦
スポーツ振興課長	守 口 忠 志	都市計画課長	渡 辺 聡
土木課長	安 藤 重 則	建築指導課長	佐 橋 猛
都市整備課長	林 宏 次	管理用地課長	只 腰 篤 樹
下水道課長	伊 藤 利 高	経済政策課長	高 井 美 樹
文化財課長	川 合 俊		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田 上 元 一	議会総務課長	梅 田 浩 二
議会事務局 書 記	松 倉 良 典	議会事務局 書 記	林 桂 太 郎

○委員長（板津博之君） それでは、定刻前ではございますけれども、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

本日、酒井委員から、身内の急病のため本日の委員会を遅刻する旨の届け出がありましたので御報告いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、1. 付託案件。議案第52号 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○地域振興課長（杉下隆紀君） 資料番号11、議案説明書2ページをお願いいたします。

議案書では資料番号1の13ページになります。

改正趣旨につきましては、議案説明書にありますとおり、可児市市民公益活動センターが総合会館分室から総合会館に移転することに伴い、改正するものでございます。

議案にお戻りください。

可児市市民公益活動センターの位置を、改正前の可児市下恵土5166番地1から、改正後は可児市広見一丁目5番地に改めます。

附則では、この条例の施行日を平成31年5月1日と規定しております。なお、指定管理者の移転準備及び市民への周知期間を設けるため、本議会に上程するものでございます。

議案説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第52号についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、これで討論を終了といたします。

これより議案第52号 可児市市民公益活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第52号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○土木課長（安藤重則君） それでは、資料番号 1 及び資料番号 11 を御用意願います。

議案第 53 号 可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まずは資料番号 11 の 2 ページをごらんください。議案第 53 号です。

条例改正の趣旨としましては、土地改良法の一部が改正されたことにより、条例において引用条項にずれが生じるため、改正するものでございます。

続きまして、資料番号 1 の 14 ページをごらんください。

下線部が引用条項の条ずれを修正した箇所になります。条ずれの修正のみで、条例の内容については変更はありません。

施行日は、平成 31 年 4 月 1 日でございます。以上です。

○委員長（板津博之君） これより議案第 53 号についての質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了といたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了といたします。

これより議案第 53 号 可児市土地改良事業等に関する分担金等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 53 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 57 号 他の地方公共団体の公の施設の相互利用に関する協議についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○下水道課長（伊藤利高君） 資料番号 11 の 3 ページ、それから資料番号 1 の 18 ページをごらんください。

議案第 57 号 他の地方公共団体の公の施設の相互利用に関する協議について、御説明をさせていただきます。

他の地方公共団体の公の施設を利用するためには、地方自治法第 244 条の 3 により議会の議決が必要とされております。このことから、可児市民の汚水を多治見市の下水道で処理していただく、また多治見市民の汚水を可児市の下水道で処理することについては、議決が必要で、議決をいただきたいということでございます。

資料 15 の位置図をごらんください。

相互利用の範囲を示しております。可児市下切字青木 2042 番、多治見市の住所表記では姫町四丁目 81 番から大森字松伏 1744 番 1、多治見市の住所表記では姫町一丁目 109 番までの行政界が入り組んでいる範囲にお住まいの方については、生活環境の向上のため、この範囲では公共下水道を相互に利用できるようにするものでございます。

議案につきましては字名表記としており、途中、松伏の一丁目、二丁目が含まれていること、多治見市では姫町の一丁目から七丁目区域が含まれていることから、議案ではこのような文言表記とさせていただいております。

多治見市でもこの 9 月議会で同様に議決を得る予定で進んでおります。また、本件につきましては、昨年 9 月及び本年 3 月の建設市民委員会で御報告させていただいている案件でございます。以上です。

○委員長（板津博之君） これより議案第 57 号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 協議を、この議決を経てから直ちに開始をするということでしょうか。

そして、協議の終了と合意が得られれば即実施という形になるのでしょうか。ちょっとその辺の段取りを教えてください。

○下水道課長（伊藤利高君） この議決をもってすぐに協議に移りたいと思っております。協議が終われば、即実行という段取りでおります。

○委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 57 号 他の地方公共団体の公の施設の相互利用に関する協議についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 57 号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それではお諮りいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 07 分

再開 午前 10 時 09 分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

それでは、出資法人の経営状況説明書についてを議題といたします。

本日は、参考人として、一般財団法人可児市公共施設振興公社より事務局長 渡辺英幸さん、それから公益財団法人可児市体育連盟事務局長 宮地直木さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 山口和己さんに御出席をいただきました。

それではまず、一般財団法人可児市公共施設振興公社の経営状況より御説明をお願いいたします。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 資料番号 17 のほうを御用意いただきたいと思います。

平成 29 年度事業報告及び収支決算書というものでございます。

2 枚ほどめくっていただきました 2 枚目の裏側から説明をさせていただきます。

うちの可児市公共施設振興公社としましていろいろな事業を取り組んでおりますけれども、1 つは可茂衛生施設利用組合から指定管理を受けておりますわくわく体験館の管理運営事業です。そして、2 つ目としましては学校給食センターの調理業務、3 つ目としましては保育園の給食調理業務という 3 本立てで行っております。

まず、わくわく体験館のほうから説明をさせていただきますと思います。

1 ページ目の下の段のところ表が載っております。

こちらがガラス工芸講座というものの受講者数と受講料の収入につきまして、平成 28 年度と平成 29 年度の比較対照の表になっております。こちらを見ていただきますとわかりますように、体験コース、入門コース、それから基礎講座といったガラス工芸の入り口の部分の講座につきまして、残念ながら平成 28 年度と比べますと減少という結果になってしまいました。これを一つ一つ分析させていただきますと、いろいろなガラス工芸をやっておりますが、中でもステンドグラスの部門が受講生が減っているという分析になっておりまして、ちょっとステンドグラスが人気がないのかなというところを考えておりまして、今後ちょっとステンドグラスのほうに力を入れていく必要があると思っております。特に、こういったものをつくってみたいなという気持ちを起こさせるような教材を考え出して、盛り返しをしていきたいというふうに考えております。

2 ページ目のほうには、1 年間実施しました作品展ということで、いろんなところで作品展を実施してまいりました。

3 ページ目のほうに移りますと、ガラス工芸ではなくて、わくわく体験館の貸し館事業というところがございます。貸し館としましては、宿泊室、体育館、会議室、浴室というものに分かれていますが、こちら 28 年度と比べますと減少ということで、残念な結果になってお

ります。

まず、一つ一つ見ていきますと、宿泊室のほうなんですけれども、これは平成 28 年度におきまして、2 つほど大きな団体の連泊があったということが重なったということで、平成 28 年度がちょっと突出したような状況になっておりまして、平成 29 年度はそういった連泊がなかったということが一つの大きい原因かというふうに分析しております。

あと、浴室のほうが増減しておりますけれども、これは日帰り入浴ということで行っておりますが、平成 29 年度につきましては、1 月から 3 月にかけて浴室の漏水が見つかりまして、漏水工事のために休んでおったということがこういった結果になっておるものがございます。

それから、3 ページの下のほうに行きますと、リサイクル講座ということで、廃材で楽しく物づくりというようなイベントを年に 1 回行いまして、参加者 777 名という大勢の方に来て楽しんでいただきました。そのほかに、ささゆりクリーンパークの環境研修、それからリサイクル万華鏡といったものも実施しております。

4 ページの真ん中に移りますと、出前講座と申しまして、わくわく体験館から出まして、各地域で出張の講座を行ったという実績がこういうふうに書いてございます。

あと、5 ページのほうに移りますと、誘客活動ということでいろんな PR を行ってまいりました。平成 29 年度は、これはたまたまなんですけれども、岐阜放送、それからケーブルテレビ可児のほうから出演依頼がありまして、テレビに出たというものもありますし、あと中日新聞とか岐阜新聞のほうにも大きく特集を取り上げていただいて載せたということが際立っておるところでございます。

それから、6 ページのほうに移りますと、学校給食センターというところに入ります。こちらは、職員としましては 52 人で、1 日当たり平均 9,100 食の給食調理をしてまいりました。4 番目としましては、市立の保育園ということで、こちらは職員 12 名で久々利保育園とめぐみ保育園、土田保育園、兼山保育園という 4 カ所の保育園で給食調理を行っております。

半分下につきましては、理事会の開催、評議員会の開催が載っております。

それから、7 ページのほうに移りますと、職員の異動と採用、退職についての一覧を載せさせていただいております。

7 ページの一番下には、トータルの人数ということでまとめさせていただいております。わくわく体験館、学校給食センター、各保育園ということで、全部合わせますと 70 名の職員が働いております。

8 ページにつきましては、特にありませんので飛ばします。

続きまして、決算書のほうの説明をさせていただきます。

1 枚目の裏側、1 ページから始まります。

まず、収入の部でございますが、②番の事業収益というところで、一番最初にわくわく体験館の利用料、これは先ほどの講座の受講料とか、宿泊を利用したものとか、そういったも

ののトータルが約1,500万円です。こちらにつきましては、前年度と比べますと若干減っておるという形になります。

その次が可茂衛生施設利用組合からいただいておりますわくわく体験館の指定管理料、こちらは約4,900万円ということで、前年度と同額ということでございます。

それから、学校給食センターの受託収益ということで、これは市からきちっと契約しております委託料でございますが、こちらは約2億4,000万円ということで、前年度と比べますと900万円の増という形になっております。

それから、保育園につきましても、こども課との委託契約でございますが、約4,300万円、こちらのほうも約190万円の増という形です。

それから、③番のほうで、補助金のほうでございますが、こちらは市からの補助金ということで約3,000万円。こちらは約60万円ほど増になっております。

あと雑収益がありまして、あと支出の部ということで、(2)番の経常費用の①番、事業費というところでございます。

一番目立ちますのが給料手当ということで約1億7,000万円ということです。こちらにつきましては、前年度と比べますと約200万円の増ということでございますが、これにつきましては、定期昇給と、あと人事院勧告によります給与改定のために増という形になっております。それから、臨時雇賃金につきましては約300万円、こちらも115万円ほど増になっておりますが、こちらにつきましては、嘱託職員を給食調理では雇っておるわけなんですけれども、嘱託職員のかわりにパート職員を雇ったという関係で、この給料手当のほうに嘱託職員の金額が入りまして、臨時雇賃金のほうにパート職員の賃金が入ってまいりますので、こういった結果になっております。

あと、下のほうに参りますと、消耗品としまして約1,300万円、こちらは給食調理に使用しますいろいろなエプロン、それから洗剤、そういったものでございます。

それから、燃料費が約1,800万円ということで、こちらにつきましては、前年度と比べますと約400万円ほど増になっております。これは、給食センターで使っております灯油の単価がかなり値上がりしております、それが一番大きな原因というものでございます。

あと、光熱水料としまして約3,600万円ということです。こちらにつきましても、若干、150万円ほど上がっておりますけれども、こちらは電気料につきまして、若干、調整金額というものが上がってきておることが反映しております。

それから、賃借料、約1,200万円。こちらは、給食センターの施設、設備の使用料が主のものでございます。

その下、租税公課が約1,600万円、これは消費税でございます。

さらにその下、委託費ということで約3,900万円というものでございますが、これの一番大きいところは、わくわく体験館のガラス工場の講師委託というところで2,500万円というものでございます。

あと、②番のほうに移りますと、これは管理費ということでございますが、こちらのほう

で一番大きいのが給料手当の約 2,100 万円というものでございます。

あとは金額的な少ないものになっております。

それでは、2 ページのほうに移りますと、こちらは収支の差し引きということで、当期の経常増加額ということで 11 万 3,803 円、こちらが当社の純利益というものになります。

その下のほうに参りますと、一般正味財産の増ということで、期末残高としましては 623 万 153 円になったというものでございます。

あと、指定正味財産につきましては変動はございません。

めくっていただきまして 3 ページでございますが、非常に字の小さな表でございます。こちらにつきましては、今、説明しましたものを各事業ごとに分けたものでございます。説明としましては、今と同じことの繰り返しになりますので省略させていただきます。

4 ページのほうで、貸借対照表に移りたいと思います。

こちらの説明につきましては、次の 5 ページのほうが具体的にわかりやすいので、5 ページのほうで説明させていただきたいと思います。

まず流動資産としまして、現金預金が平成 30 年 3 月 31 日現在としまして約 2,400 万円、あと未収金、それから立替金がございます。これが流動資産でございます。

それから、固定資産としましては、基本財産としまして十六銀行に 1,000 万円、東濃信用金庫に 500 万円という定期預金がございます。

あとは、特定資産としまして、減価償却引当金がありまして、その他の資産としましては、車両運搬具、什器の備品ということで軽貨物、軽トラック、それからプリンターの残存価格ということでこういうふうに計上させていただいております。

あと、負債のほうに参りますが、負債は未払費用ですね、3 月にまだ払ってなくて、持ち越して 4 月に払うもの、それから未払消費税等、それから預かり金、預かっていて、これも 4 月に払うというもので、負債としましては、この 3 種類のものでそれぞれの金額でございます。

隣の 6 ページにつきましても、同じようなことの繰り返しになりますので省略させていただいて、最後の 7 ページですが、平成 30 年 5 月 14 日に監査を受けましたというものでございます。

説明としましては以上でございます。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） 講師料 2,500 万円、その詳細、内訳はわかりますか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 講師料と簡単に申し上げてしまいましたけれども、ガラス工房でガラス工芸にかかわっているいろんな機械の設備の管理とか、それから生徒に教えるという講師料というもので成り立っております、内訳としましては、今ちょっと具体的な明細を持ち合わせておりませんので、説明ができないんです。

○委員（川上文浩君） それは困ったことになりかねないので、講師料といたら普通講師料

だよ。什器備品とか機械の管理というのは講師料なのかということになってくると、それは講師料の科目に入るものなんでしょうか。我々の一般の基本のこういった会計からすると、やはりここに当てはまる事業費の中の今、委託費の中の講師料とおっしゃったんだけど、その項目というのはやはり正しいものじゃないとだめだと思わなければならないんですけど、その講師料自体が今おっしゃった分に当てはまるのかどうかというのもちょっとクエスチョンなので、いいか悪いかという判断は僕はできません、会計士ではないのでわからないんですけど、その辺のところはどう捉えられているのかなと。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） これは、契約としましては委託契約ということを経ばせていただいております、その仕様書の中身としまして、機械設備の管理も仕様書の中に入っているという形で結ばせていただいております。結局、そういった特殊機械でございますので、そういったガラス工芸に携わっている者の専門的な知識が必要ですので、そういったものもあわせてお願いしているというのが仕様書の中身ではございます。

○委員（川上文浩君） おっしゃることは委託費のことやね。僕が聞いているのは、講師料とおっしゃったので、講師料の中身はどうなっているんですかと聞いている。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 講師が何人いて、どれだけ働いているということで、それに対しての計算ということで積算はされておるんですけども、そういったことでよろしいですか。

○委員（川上文浩君） わからなければ、また後日教えてください、調べてもらってね。やっぱり中身をきちっと、これは決算なので、やっぱりその程度は答えられるようにしておいてもらったほうがいいんじゃないかなと私は思います。

じゃあもう一点いいですか。

もう一点で、貸借対照表で700万円弱が減っていますよと、現金ですよ。この現金が減ったというのは、正味財産計算書の中の事業収益が減ったからと、この現金預金が減ったというような感覚なんでしょうか、ということなんでしょうか。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 現金としまして、約マイナス600万円ほどの減という形になっておりますが、こちらの現金につきましては、負債と関係がございまして、負債の部で約700万円ほど減っております。つまり、未払費用につきましては、昨年と比べますと増になっておりますけれども、未払費用は約500万円の増でございます。それから、預かり金につきましては約1,200万円の減ということで、こちらの未払費用とか預かり金につきましては、4月になってからお支払いするものですので、その分、現金預金として確保が必要なものでございますが、昨年度と比べますと、負債としましてトータル的に約マイナス700万円の減ですので、それに伴って、現金預金のほうも約680万円ほど減になったというものでございます。

○委員（川上文浩君） ごめんなさい。繰り上げ償還でまとめて返しちゃったとか、そういうことがあったわけですか。負債が減っていると言っていますよね。減った分だけ現金が減っ

ておるといことは、繰り上げて借金を返したということなんですか。繰り上げて返したのか、定期だとおかしいもんね、これ。定期の返済だったらおかしいじゃないかなと思うんです、僕の感覚的に。繰り上げて償還したのかなと。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） こちらのほうの未払費用とか預かり金につきましては、毎年増減がございまして、前年度につきましては、できるだけ未払費用を少なくしようということで、3月31日にまだ払っていないものをできるだけすぐ返そうということで返しました結果、前年度につきましては未払費用が少なかったんですけども、当年度につきましては、なかなか3月31日にぎりぎりに払うというのは事務的に難しいところが実はございまして、余り慌てて払ってミスも犯してもいけないということもありまして、これはふだんどおりに、請求書ももらって、ある程度の期間を置いて支払うというようなことを行ったために、未払費用がふえております。預かり金につきましても、いろんな諸事情で預かっていた金額がそんなにふえなかったということで、たまたまこういう形になったものでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（渡辺仁美君） ガラス工房内のステンドグラスアートについてお尋ねします。

若干の受講者数の減少ということですが、その数に一喜一憂することはないと思うんですが、ステンドグラスは公共施設であるような特殊な技術というのか、本当に文化の継承者みたいなすごい作品をつくられるに至るわけで、その点灯される場面とかちょっと拝見したこともあります。あれをいま一度、可児市の文化であり伝統であるという、その継承であるということ意識されて絶やすことのないように、せめて一定の人たちの人数が確保できるようなことに努めていただきたいなど。私の知り合いもちょうど仕事を退職して、もともと好きだったガラスアートに戻って、あそこでまたお世話になっているというふうに言っておられました。そういう方たちをぜひ、本当に継承者というぐらいの意識でもってぜひ続けていただけるように努力のほうを続けていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。ちょっとその点についてお聞かせください。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 可児市のガラス工芸の中でも、ステンドグラスはうちとしましても力を入れておりまして、例えばmanoのほうにも、実は私どものステンドグラスが飾ってございます。そういったことで、ステンドグラスは、やはり公共施設に飾ると非常に雰囲気の良いものでございますし、今、各地区センターのほうに1つずつステンドグラスをはめていくという事業も私どもとしてはやっております、半分以上の地区センターにステンドグラスが飾られておると思います。それと人数が減っているということにつきましても、やはり初心者の方に、すごいな、こんなのをつくってみたいなど思わせるような、そういった見本をいろいろ考えて、こういったものを今回は講座でつくりますけれどもどうですかということで募集をしております。実は今ちょうどやっております傘の形をしたステンドグラスなんですけれども、こちらが結構皆さんに受けておりまして、多くの方が受講を希望してみえるということで、やはりこちらから仕掛けていく見本

が皆さんにとって、つくってみたいなあと思うようなものを考え出していくというのが私たちの仕事かなあというふうに思っておりますので、またこれで生徒がふえるといいなというふうには思っております。

○委員（渡辺仁美君） 前年度も同じ趣旨の質問をさせていただきました。小学校の出前講座とかでトンボ玉ありますよね、あのレベルのころからの醸成というか、それをやっていただくといいかなあと、こんなふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（伊藤健二君） ちょっと今のに関連するかもしれないけど、1ページに書いてある受講者の変動の傾向について、何か今わかればということでお聞きするんですけど、見た目は、体験コース、入門コース、基礎講座等が減って、比較的フリーというか受講者の好みだとか関心事に連動していくような企画講座とかフリークラスがふえている。だから、フリークラスがもっとどんとふえると、基礎講座等々で学んだ人がさらに広がっていくといういい傾向だなというふうに私は勝手に解釈をしたいと思うけれども、残念ながら数は少し減っておるもので、いわゆる新規参加者の枠が縮まって、リピーターの部分ではふやしてきているんだけど、新規がふえるほどにはふえていかないという状況なのかなあというふうに今感じただけど、その辺をどう思われてみえるかということについて。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） まさしくこの体験コースとか入門コースが初心者の方が、これからガラスを始めようとする方のコースでして、フリークラスというのは、もうベテランのコースということでございます。ですから、この1年間を見ますと、新しくガラス工芸を始めようという方が少なくなっているということがここにあらわれていますので、初心者のなところの生徒をいかにして集めるかというところでは、やはり先ほど渡辺委員がおっしゃられたように、初心者の取っかかりやすいようなメニューを考えていくことがこれからの宿題かなというふうに思っております。

ちょっと余分なお話なんですけれども、今ちょうど初心者用というか、非常に安くちょっと見た感じいいものを一つ考案させていただきました。今度、花フェスタの無料開放デーのほうに出前出張させていただきますけれども、そこでそれを市民の方たちにやっていただいて、どれだけ受けるかというものをちょっと試して感じてみたいなというふうに思っております。

○委員（伊藤健二君） 御苦労さんです。

受けている方々の、さっき見本の例を示されましたけど、そういういいものの見本を示して、積極的に仕掛けていく。ぜひ頑張って。今の花フェスタへの出前出張も積極的に。新規が減っているので縮こまらずに、逆に開拓をしていく精神でぜひ頑張ってほしいと思う。

もう一点は別の質問ですけど、2月だったっけ、風呂場の水漏れで連泊が減ったという話の根拠の一つですけど、以前、風呂の問題については、環境衛生の問題で対策を迫られた時期がありましたよね。そういうことも含めて、設備自身の更新とか、全く設備投資し直しをしなきゃいけないとか、そういう問題は今出ていませんか。今後、出る予想はありますか。

単なる水漏れの穴を塞いで済んだだけの話なのか、設備全体については再検討しなきゃいけない時期が来ているのかどうか、その辺についてのちょっと見通しが、もし検討されたことがあれば教えてください。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） この施設全体が建てられてから 20 年たつということでございます。ですから、いろんな設備、それから外装的なところも非常に傷んでおりまして、特に外装につきましては、色が剥げているとかいうようなことで、見た感じちょっと古臭いようなイメージを持つものですから、そちらにつきましては、近いうちに可茂衛生施設利用組合のほうで工事をするという予定になっております。

大規模な修繕につきましては、私どもの指定管理料ではやり切れないところがございまして、可茂衛生施設利用組合と協議しがてら、徐々に改善をしていくというような話し合いが進んでおりますけれども、設備につきまして、わくわく体験館の中の空調設備につきましては、2年前に新しいものと交換いたしましたし、あとお風呂のろ過施設につきましても新しいものにもう交換が済んでおります。ただ、浴槽につきましてはまだちょっと手つかずで、今回も応急処理ということで漏水を防いだわけなんですけれども、またいつ、どこで漏水するかもしれないということで、ただこちらの大改装になってまいりますと、なかなか予算がついてからというようなお話もありますので、こちらとしては、可茂衛生施設利用組合のほうに浴室の大改修につきましても計画をしてほしいということで要望を出しているというような状況でございます。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件で質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わります。

参考人の方は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

続きまして、公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（宮地直木君） それでは、資料番号 18 により説明をさせていただきます。

初めに、平成 29 年度は、可児市の体育施設の指定管理が始まった年でありますので、それまで体育連盟が直接受託しておりました管理業務をミズノスポーツサービス、ミズノ株式会社との共同事業体である K S C グループに移行いたしました。このことによる影響が、きょう申し上げます事業報告、決算報告の随所にあらわれておりますので、あらかじめお伝えさせていただきます。

それでは、1 ページをごらんください。

平成 29 年度に体育連盟が実施しました事業を日付順にまとめたものになります。例年どおりの事業を行ってきております。

2 ページのほうを見ていただきますと、下段に指定管理者としての自主事業ということで、ここは参考までに体育連盟の事業ではなくて、指定管理者としての自主事業を掲載させていただいております。

3 ページ目からは、体育連盟の主な事業の内容について説明させていただきます。

まず、第 36 回可児市総合体育大会です。4 月 23 日日曜日に多数の御来賓と加盟団体から約 200 人の参加により開会式を開催しました。席上、前年度 3 位以内に入賞した地区振興会の表彰や体育功労者、優秀選手等の表彰を行いました。

なお、13 種目について、地区対抗方式を採用して実施しました。

次に、第 48 回可茂地区体育大会です。6 月末から 7 月末にかけて県民スポーツ大会の出場枠を獲得するため、12 競技、290 人の選手を派遣しました。

第 10 回県民スポーツ大会は、9 月を中心に東濃地区で開催され、22 競技に 278 人の選手を派遣しました。ボートの優勝を初め、準優勝が少林寺拳法、馬術、弓道、3 位が自転車、ウエイトリフティングで、8 位以上の入賞種目が 17 種目あり、確実に得点を重ねた結果、前年度同様県下 30 市郡中総合第 6 位の成績となりました。

第 60 回可児駅伝競走大会を 12 月 10 日日曜日、126 チームの参加を得て盛大に開催しました。

第 36 回可児シティマラソン大会を 2 月 18 日日曜日に開催しました。前年度を上回る 2,257 人の参加者がありました。大会運営には、高校生を初め多数のボランティアの御協力をいただきました。

次に会議関係です。

5 ページ、6 ページに資料にありますとおり開催をいたしました。

今後も、体育連盟では、競技スポーツ並びに障がいスポーツを通じまして、スローガンである「示せ躍進 広げようふれあい」の具現化に努め、「住みごこち一番・可児」のための積極的なスポーツ事業推進に向けて努力してまいります。

続きまして、決算の報告をさせていただきます。

7 ページをごらんください。

平成 29 年度末現在の貸借対照表です。

資産、負債、正味財産の額は、表のような状況になっております。

前年度と比較しますと、資産の部の流動資産が 750 万円ほど減少しています。これは、負債の部、流動負債の未払金が減少したことに連動しています。未払金の主なものは、市からの補助金等の返還金です。平成 29 年度は、施設の受託がなくなったことから、返還金が前年度から半減いたしました。流動資産の現金預金は、未払金の支払いに充てるものでありますので、これに連動して減少いたしました。

資産の部の固定資産については、基本財産の運用利息と特定資産のマラソン積立金により若干ふえています。その他、固定資産で体育連盟が所有する錬成館の建物としての価値が年数経過により目減りするため、固定資産合計では 340 万円ほどの減額となっています。

正味財産の部、一般正味財産は、固定資産の額に連動して減少しました。

続きまして、8 ページをごらんください。

平成 29 年度における正味財産増減計算書になります。

まず、一般正味財産増減の部、経常収益では、基本財産運用益と受取会費は前年度とほぼ同額ですが、事業収益の受託事業収益が指定管理者制度の開始により 3,150 万円ほどの減額となりました。受取補助金等では、事業収益の減少を補う形で、市からの補助金を 1,000 万円ほど増額していただきました。

なお、センター運営補助金は、市補助金に一本化しています。

次に、経常費用は、事業費と管理費に分かれています。

事業費では、臨時雇賃金として、テニスコートの管理人へ支払っていた 450 万円が皆減となりました。

消耗什器備品費につきましては、柔道場の畳の全面入れかえを行い、440 万円ほど支出しました。

委託料は、指定管理によって体育施設管理費用がなくなったため、大幅に減額となっています。

法人の管理運用に係る費用である管理費は、おおよそ昨年と同額ですが、事業費と管理費の従事割合による案分から全体的に減少しています。また、経常外収益では、車両買い換え時の下取り代金 5 万 3,000 円ほどを計上しております。

これらの結果、当期における一般正味財産増減額は、マイナス 343 万 9,648 円となりました。

体育連盟は、可児市からの補助金は年度末に精算し、不用額を市に返還しております。このため、現金収支差額はゼロ円となります。しかし、現金支出を伴わない減価償却費についても、不用額として市に返還しているため、減価償却相当分の収入不足が発生して、収支決算上はマイナスで計上されます。

なお、指定正味財産増減の部では増減はありませんでした。

続きまして、14 ページをごらんください。

平成 29 年度末現在の財産目録になります。

流動資産のうちの預金は、運転資金として十六銀行の普通預金で保管しています。固定資産のうちの基本財産は大垣共立銀行ほか 6 行の定期預金に分散しているほか、十六銀行の決済専用預金で保管しております。特定資産は、十六銀行の別口座で積み立てています。その他固定資産として、錬成館、公用車、什器備品、ソフトウェアを保有しています。

流動負債の内容は、未払金と社会保険料などの預かり金となっています。

15 ページは、5 月 10 日に実施しました監査報告になります。

説明は以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） 2 ページの指定管理者自主事業、K S C グループになって 1 年たって計 44 回で受講は 796 人という事業をやられて、1 年たってどうなんですかね、K S C グループとの指定管理についての総括的なものがあれば、今後どうやっていきたいとかあれば教

えていただきたいと思ひます。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（宮地直木君） まず、平成 29 年度から始まった当初は、まず施設管理のシステムの操作方法の習得とかいうことに時間がかかりましたので、事務遂行が少し滞るようなところもありましたけれども、利点としては、今御指摘いただきました自主事業の内容のような新たな事業を始めたということで、また PR のチラシですとか、そういった手法がやはり民間の手法ということが非常に刺激を受けて参考になっておりますので、そういったいいところは今後も引き続き吸収をし、また民間のほうのやはり行政の実務との乖離した部分については、行政の手法のほうを、協議してしっかり事務を遂行するような形で進めていきたいというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） ミズノというとやっぱりブランドなので、しっかりとそのブランド力を生かしながら、犬山市の件もちょっとあるので、そういうところもよく気をつけていただいて、より効果が上がるようにやっていただきたいと思ひます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終わります。

参考人の方は御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） それでは、議案配付資料番号 19、経営状況説明書に沿って御説明いたします。よろしくお願ひいたします。

まず、1 ページをお開きください。

平成 29 年度の事業報告でございます。大きく 4 つの部門に分けております。

まずは、鑑賞体験促進事業です。これは、文化・芸術の中核拠点として、人と情報の交流拠点として、市民の皆様にも良質な文化・芸術を提供するというものでございます。音楽では、地域地域拠点契約を結ぶ新日本フィルハーモニー交響楽団によるサマーコンサート及びニューイヤーズコンサート、そしてチャリティーで行う祈りのコンサートを初め、大小多様なコンサート、リサイタルを開催いたしました。ポップス部門では、布施明によるライブコンサート及び伊勢正三、太田裕美、大野真澄による「なごみーずアコースティックナイト in 可児」を共催により実施いたしました。演劇では、地域拠点契約を結ぶ文学座による「真実」という西洋演劇でございますが、渡辺徹、梶直人を中心に、ダブルキャスト方式で公演をいたしました。そして、すっかり定着いたしました納涼及び初席のかに寄席と、風間杜夫の落語独演会、おなじみのエイブル・アート展を開催いたしまして、秋には「アーラ映画祭 2017」を、また毎月厳選した作品をアーラ・キネマ倶楽部事業として映画上映をいたしました。

2 つ目でございます。

まち元気・市民交流促進事業といたしましては、地域の劇場として、可児市のまちづくりに貢献するため、「アーラまち元気プロジェクト」を引き続き実施いたしました。主な事業

といたしましては、平田満、竹下景子のコンビによる朗読公演「シリーズ恋文vol. 8」や a l a C o l l e c t i o n シリーズ vol. 10「坂の上の家」を制作、上演し、東京及び地方においても公演をいたしました。大型市民参加事業であります市民ミュージカル「君といた夏～スタンドバイミー可児～」では、83名の市民キャストが熱演していただきまして、2日間とも大盛況に終わりました。ふだん、劇場での鑑賞が困難な方々が気兼ねなくクラシックを楽しめますオープンシアターコンサートとか、国籍を超えた多文化共生プロジェクト、そして障がいの有無にかかわらず参加できるみんなのディスコを新企画として開催いたしました。

また、ワークショップ等の事業につきましては、各種施設等に出向きまして、a l a に来られない市民にも文化・芸術に触れていただく機会を提供し、またコミュニティプログラムとして、高齢者の体力づくりと孤立防止、小さい子供を持つ親の子育て支援等にも取り組みました。

本日、机の上に置かせていただきましたまち元気プロジェクトレポート、この黄色いものでございますが、本事業をまとめておりますので、後ほどにでもお目通しいただければ幸いです。

3つ目の貸し館事業、施設管理につきましては、利用者の皆様が快適に利用していただけるように、舞台技術、制作面でのアドバイスを含めて、職員が丁寧に対応するよう心がけてまいりました。また、開館後15年を経過した施設について、維持管理と緊急度、優先度を考慮した修繕を進めてまいりました。さらに、来るべき大規模改修に備えて市側が進めている施設調査に全面的に協力し、関係者と調整を図りながら実施計画の準備を進めてまいりました。

最後に、その他でございますが、文化庁が総合的に支援する全国トップレベルの劇場、音楽堂等である特別支援施設として、最終年である5年目の補助採択を受けまして、劇場運営に関して、一層市民の視点に立ち、全国の公立文化施設のモデルケースとなれるよう事業を推進してまいりました。英国リーズのウエスト・ヨークシャー・プレイハウスとの舞台作品の共同制作に関連しまして、教育現場での英国人講師によるコミュニケーション・ワークショップを行いました。

続きまして、3ページ以降は事業別ごとの報告を記載いたしております。時間も限られておりますので、詳細な御説明は省略させていただきますが、最初の鑑賞体験促進事業としましては、3ページから5ページまでにわたりますが、落語、演劇、音楽、クラシック、映画、展覧会などの21の事業を進めてまいりました。

6ページからのまち元気・市民交流促進事業のうち、自主企画公演としては6つの事業を実施いたしました。ナンバー3にあります森山威男ジャズナイトは例年大盛況でございますが、特に今回は可児のこの一夜だけ、かつての山下洋輔トリオが復活という話題性もありまして、一層熱いステージとなりました。

7ページの上段に、地方と提携した公演があり、そこから9ページ上段にかけては、まち

元気・市民交流促進事業のうち、ワークショップ、アウトリーチに関するものでございます。ワークショップが 10 事業、アウトリーチがごらんのとおり 4 事業でございます。

続いて、講座・講演の部でございますが、4 事業とも前年度からの継続事業でございますが、ナンバー 3 の世界劇場会議国際フォーラム 2018 におきましては、前回に引き続き「劇場は社会に何ができるか、社会は劇場に何を求めているか」をテーマに、イギリスを初め日本全国から関係者が集まりまして、今回は特に劇場経営における資金調達に視点を置いた議論や各種セッションが展開されました。

9 ページの最下段から 10 ページにかけましては 3 つの人材育成事業を、10 ページ中段には芸術団体等支援に位置づけた 6 事業を掲載いたしております。

その下には、市からの委託事業を市民の文化祭として音楽祭、美術展、文芸祭の 3 つの事業として記載しております。

最後に、各事業共通である広報宣伝事業と鑑賞モニター及び私のあしながおじさんプロジェクトを掲載いたしております。

以上、年間事業につきまして、大まかな事業分類に従って御説明申し上げました。

それでは、次のページ、12 ページをお願いいたします。

処務の概要でございます。

財団の役員と職員に関する報告となっております。役員は理事長、理事 6 名、監事が 2 名、評議員は 13 名となっております。職員につきましては、館長以下 24 名の職員体制で運営をしております。

13 ページ、役員会等に関する事項につきましては、4 回の理事会が行われまして、評議委員会は 3 回行っております。

14 ページをお願いいたします。

14 ページから 18 ページにかけましては、契約に関する事項として 1 件 30 万円以上の契約業務を全て記載いたしております。その多くは委託業務でございますが、全部で 94 件ございます。そのうち、清掃業務、消防設備の保守点検、警備業務など、施設の管理に関する契約が 15 件でありまして、そのほかは鑑賞事業や自主制作事業、ワークショップ等に係る委託契約となっております。

続きまして、19 ページからは財務諸表関係になります。

19 ページは貸借対照表でございます。平成 30 年 3 月 31 日現在の財団の財産の状況の説明となります。ごらんのとおり、Ⅰ番、資産の部、Ⅱ番、負債の部、Ⅲ番、正味財産の部とございます。資産の合計から負債の合計を引くと正味財産合計となります。

当年度の下から 2 段目でございますが、正味財産合計 1 億 9,126 万 522 円で、前年度対比約 618 万 6,000 円の増ということになります。この増額となりました正味財産につきましては、27 ページにあります財産目録にて御説明したいと思っておりますので、27 ページをお開きいただけますでしょうか。

流動資産から始まっておりますが、科目は現金から貯蔵品までございます。中ほどに未収

金があります。これは、文化庁の劇場・音楽堂等活性化事業補助金等でございます。3月31日現在、補助金未収分が大半を占めておりますが、ごらんとおり約6,561万円ほどです。当然これは年度明けに収入済みとなっております。そして、補助金以外では、チケットのクレジット払いのものやネット購入のものなどになります。

次に固定資産の部でございますが、基本財産としまして、有価証券と預金ということで、合わせて1億円でございます。

次に特定資産ですが、この特定資産というのは用途が特定のものでして、退職給付引当資産でございます。そして、その下のその他固定資産というところで、車両運搬具がありますが、公用車、車3台であります。あと、給与計算ソフトウェア等がございます。

その下、流動負債でございますが、未払金、前受金、預かり金とございます。前受金は次年度分、すなわち平成30年度分の貸し館、施設の利用料、チケットの売り上げの分、これらにつきましては4月1日に平成30年度の収益に振りかえをいたしております。

その下、固定負債ということで、退職給付引当金、これは年度末に職員が全員自己都合退職をすることを想定して、毎年計上しているものでございます。

一番下が正味財産ということで、資産から負債を引いた額1億9,126万円ほどございます。この数字が、先ほどの19ページの貸借対照表の数字と一致いたしておる次第でございます。それでは、ページを戻りまして20ページをごらんいただけますでしょうか。

これは正味財産増減計算書でございます。こちらは、財団の1年間の動きを見ることができる資料となっております。

1の1. 経常増減の部でございますが、経常収益といたしましては、当年度の数字でいきますと上から3番目になります。事業収益が5億5,961万4,867円でございます。内訳として主なものは、数字の上から4段目、入場料収益3,980万5,450円で、前年度比較で734万7,500円の減額となっております。これは、前年度に7年ぶりに実施いたしました松竹大歌舞伎の入場収益が大きく影響いたしております。

内訳の下から2番目の指定管理受託収益、これは指定管理料そのものでございます。前年度と同額の4億5,000万円をいただいております。これは財団収入の大きな部分を占めておりまして、経常収益の約73%に当たっております。

少し下の段にあります受取補助金等につきましては、特別支援施設として文化庁から交付されました国庫補助金及びネットワーク構築支援事業に係る補助金、そして受取地方公共団体補助金の500万円につきましては、地域の芸術環境づくり助成事業という市を通しての県費補助金で、合計で4,974万1,000円、前年度より665万円ほどの減額となっております。この下の受取負担金とともに内訳が26ページに掲載してありますので、後ほど参考にしていただければと思っております。

受取寄附金につきましては118万円となっておりますが、これは私のあしながおじさんプロジェクトに25の団体、個人の皆様から寄せられた浄財でございます。このページの中段にあります経常収益の計としては6億1,548万6,043円でございます。

次に、中段より下の(2)経常費用につきましては、大きく事業費と管理費に分けて支出をしております。

職員の業務に対する従事割合等で振り分けております。事業費につきましては5億5,383万4,926円、内訳として、主なものとしては給料手当が1億3,799万6,311円となっております。

事業費の中段あたりにございます光熱水費の対前年比370万円ほどの増額につきましては、原油価格の値上がりに伴う電気料金の増加に起因いたすものでございます。

また、8行下の委託費の1,475万円ほどの減額につきまして、これは一概には言い切れませんが、松竹大歌舞伎の公演業務委託費とa1aコレクションの業務委託費の減額が主な理由となっております。

続いて、このページの最下段にあります管理費については、5,421万6,578円となっております。主なものとしては、21ページの最上段の給料手当1,881万7,678円と、かなり下のほうになります。17行下の段にあります委託費の1,939万2,431円が主なものでございます。経常費用の計につきましては中段にありますように6億929万9,744円ということになっております。増減額といたしましては、その下段になりますが、前ページの経常収益の計から経常費用計を差し引きまして618万6,299円ということになりました。したがって、8行下のほうにございますが、一般正味財産期末残高、これが9,126万522円となりまして、指定正味財産期末残高1億円を加えますと、最下段にありますとおり、平成29年度の正味財産期末残高は1億9,126万522円となっております。

それでは、22ページをお願いいたします。

22ページから24ページにかけましては、正味財産増減計算書内訳表となります。縦横がちょっと逆になっておりますが、ただいま御説明申し上げた金額が一番右側の欄に入っております。この金額を公益目的事業会計、収益事業等会計、それと法人会計の各事業会計の科目別に振り分けた表となっております。

続きまして、25ページと26ページには、財務諸表に関する注記を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

27ページが財産目録となっております。先ほど御説明申し上げましたとおり、最下段にあります正味財産につきましては、市からの出捐金1億円を含めて1億9,126万522円となっております。先ほどの21ページにございました正味財産増減計算書の最下段の数字と一致いたしております。

以上のことにつきまして、28ページにございます、去る5月11日に監査を受けておりますので、ここであわせて御報告を申し上げます。

以上、平成29年度の経営状況を御説明申し上げます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告につきまして、これより質疑を行います。

○委員（川上文浩君） 物すごく基本的なことで申しわけないんだけど、a1aは物すごい

ろんな備品がありますよね、スピーカーにしても、アンプにしてもいろいろあって、それは基本的に市が備品の台帳で整理してやっていると。財団としては、財産目録にあるものが財団としての財産として管理しているということなんですよね。となると、いろんな老朽化したり、壊れたり、廃止したりすることがあるとすると、それは全部、財団から市へ要望して、市が対処しているということでしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 修繕箇所等が出た場合には、市のほうに協議させていただきまして、a 1 a の分としての修繕として予算化していただいておりますので、それに基づいて修繕していただいております。単なる消耗品とか、そういったものについては、財団でできるものはやっております。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） なぜか同じことを同時に考えていまして、済みません、私の記憶力も減退しておるし、前に説明されていると思うんだけど、今と同じです、基本的なこと。

まず、建物及び設備、それに附帯している設備、建物と附帯設備及びエレベーターは市のもので、この貸借及びB/S、P/Lには入っていませんですね。一問一答で。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） エレベーターの維持管理等につきましては、財団のほうで委託業務は行っております。ですが、例えば大規模な修繕とか、そういったものは市のほうで行っていただいております。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 続いて、今、川上委員からも出た音響の関係、特に音響は大分修理してきているので、そういうやつはここには直接的に、例えば減価償却の流れに乗っからないと思うけれども、それはどうかということと、それと同じような類で映像関係、大分機械も傷んできているかのようにも聞くんだけど、その辺の音響、映像、その他、移動、移設ができないもの等についてはどんな状況かもあわせてちょっと教えてもらえますか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 音響設備等につきましては、かつて2億円でしたか、かなりの金額をかけて改修いたしまして、それにつきましては、今、問題なく動いております、ただやはり照明とか、そういったほかの部分につきましては、かなり経年劣化してまいりましたので、その辺のものにつきましては、音響についてはほとんど前回改修をやったものについては問題ないですが、あとロフト等にありますちょっとしたアンプ関係とか、そういったものとか、あと照明関係、これは大規模改修を控えて、そちらのほうでできるものは全て拾いまして、どうしてもそれまでに危険なものについては、今チェックをしながら何とか使っております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） 市民にとって非常に重要な文化拠点ではあるわけですが、ちょっと財政的な面で非常に厳しいのではないかという質問をさせていただきます。

まず、このアニュアルレポートで、正味財産増減計算書で見ますと、経常収益が600万円強マイナス、4ページの上の事業収益ね。いわゆる事業としてまさに稼ぐお金、それが対前年度600万円マイナスね。それから、中段の経常収益が1,200万円強マイナス、それから12ページのちょうど上の表の下のほうを見ますと、平成28年度のいろんな部屋、諸室稼働状況を見ますと、使用率を見ると、平成28年、平成29年を比較すると82%から77.9%に

落ちていますよね。その料金もそれなりに 2.3%ぐらい減収。

次の表の劇場稼働状況の大小ですな、宇宙のホールと虹のホールが平成 28 年度が 69.2%で、平成 29 年度が 65.4%、これは 3.8%落ちている。一番下のずうっと年度ごとのを見ると、かなり下降傾向がとまらない。さらに、13 ページの一番下の来館者推移を見ても下げどまらないという見通しにもかかわらず、来年度はとんでもないお金を投入しなきゃいかんと。多分現状維持を前提としての投資だと思うんですが、この辺についての見解を伺いたい。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） まず、前年度と比較しましての収益額の減でございますが、これにつきましては、収益額としては減するんですが、トータルとしてはプラスマイナスで、今回も先ほど申し上げましたように、600 万円超えの黒字とさせていただいておりますので、こういった収益分の増減はある程度年度間でいたし方ないかなと思っております。どんどん新しいものをやり、古いものをなしにしたりというようなことでやっておりますので、変動はある程度は覚悟しなきゃいけません、実はかつて平成 26 年度、平成 27 年度、本当にマイナスになりました。そういった事態を絶対に起こさないようにということで、平成 28 年度、平成 29 年度黒字でまいっておりますので、その辺は御容赦いただきたいというか、少しでも経費を減らして収益をふやすような努力をさせていただきます。

あと、今、こちらのアニュアルレポートのほうで御指摘いただきました施設の利用状況でございます。

まず、細かい話でございますが、皆さんのお手元にはないかと思いますが、酒井委員はお持ちかとは思いますが、例えば施設の利用状況の中で、音楽練習室の 1、2、3 というのがございますが、それを比較されるとがたっと落ちております。実は昨年 4 月ですか、土田に民間のスタジオができて、そこが結構安価にできるということで、ちょっと大きな部屋は割高なんですけど、小さいお部屋はどうも a 1 a と同等ぐらいで、しかも新しいものから、そのほうを利用されるお客さんがふえたかに聞いております。

ですが、私どもは、民間の方々の民業を圧迫するわけではございませんので、市民の方が選択して使っていただけるものであれば、それはそれでいいかなと思っておりますが、この大規模改修につきましても、音楽練習室 1、2、3 の部屋につきましては現状維持というようなことで、特に大きな仕掛けをするつもりもございませんが、何とか市民の方に使いやすいように努力してまいりたいと思います。この部分が一番平均すると大きく影響したかなと思います。

あと、劇場のほうの稼働状況でございますが、これも若干減っているという御指摘をいただきました。これにつきましては、やはり皆様方、御利用される方々が、例えば準備を少しでもなれてみえたということもございまして、例えば前日の半日を使って準備をして、次の一日を使うというものを、夜だけ利用して準備をしてやるという、要するに少しでも経済的に使いたいという、そういったこととかございますので、今まで 2 日とおいていただいたところが 1 日になったというようなこともございますが、これは一概にそればかりではご

ざいませんが、そういうことで、特に稼働について件数がかたっと減ったというような形ではございません。その利用の状況がちょっとそういう形で、皆様方、効率よく考えてこられたかなということを考えております。

ですので、かといってそれで安穩としているわけではございませんが、できるだけ、バッテリー等もしますので、その辺は、全ての方に絶対に使っていただくということは難しいですが、調整のほうを館長以下で常に協議しまして、少しでも皆さんに使っていただくように調整いたしておりますので、そういった努力はしてまいりたいと思っております。

あと、来館者の数字ですね。これは31万人、32万人あたりをうろちょろしておりますが、これはあくまでも部屋を利用された方々が最後に出していかれる使用人数といったものを集計したものでございます。私どもとしては、この数字も大事ですが、ロビーに、特に何かを鑑賞に来るとかいうことではなしに、憩いの場として来られる方、あるいは水と緑の広場で憩いをされる方々、そういった方々も多く来ていただきたいなということで、その方々の数字はここには入っておりませんので、そういったことを目指しながら、当然ながらこの来館者のほうも、高どまりであるというふうにここで諦めるのではなくて、努力はいたしてまいりたいと思います。以上でございます。

○委員（酒井正司君） なかなか苦しい答弁でございます。短期じゃなしに、長期的な視点で見させていただいて、これをしっかりと分析して対処していただきたい。

それで、皆さんにお使いいただくという視点のことを何回もおっしゃいましたが、79ページ、a1aフレンドシップ会員集計表、これはメンバーになっているかだけの一つの指標ではありますけど、これを見るときに、県内だけにしましょうか、絞って。そうすると、県内だけで見ると、この会員は可児市の市民が50%行っていないんですよ。46.7%なんですよ。ということは、可児市民への利用率といいますか、可児市民が利用したという視点から見ると、ちょっと寂しいなあと。別に、地域の拠点として使っていただいて、交流拠点として広く可児市へ来ていただくということはありがたいことでありますが、ただやはり多額の市税をつぎ込む以上、やっぱり可児市民にももう少し利用していただくという取り組み、あるいはこのパーセントをできれば最低でも半分は会員になっていただきたいなあと、利用していただきたいなあと、そんなふうに思うんですが、何かコメントございますか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） おっしゃるとおりでございます。私どもも、よく外から、これだけの施設は県レベルの施設だよというようなことで言われて、ある程度は鼻を高くしておる部分もございますが、やはり10万都市であれだけのものをつくったということで、少しでも市民の方に利用していただきたいということで、それについては限りなく努力は続けております。ですが、現実の問題として、今現在でも、市民の方々の中にはa1aに行ったことがないという声をたまに聞いたりするときちょっと愕然とするんですが、やはり私どもとしては、劇場、少しでも地域の人たちに使いやすいようなことを工夫しながら、PRもさせていただきながら、そしてモニター制度等で市民の方にも浸透できるような努力もいたしております。

ですが、市外の人を排除するという形では劇場としてはやってまいりませんので、一生懸命努力している中で、結果が市外の方のほうが興味を示していただいているということなんです。市民の方々に、要するに劇場ではなくて、例えばさっきも申し上げたような、a 1 a の広場に集まっていただくとか、憩いの時間を過ごしていただくとかいうようなことも含めて、市民の方々にもっとこれ以上PRしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 御苦労さんです。

中身の問題、運営されている、取り組んだ事業等の中で、今年度、僕が目にしたのは、10ページと11ページにあるまち元気・市民交流促進事業の（文化祭）という部分です。これはとてもいいことだなというふうに思っていました。なぜそう言うかということ、内容が3ジャンルあって、見たとおり、ここに書いてあるとおりで、音楽祭と美術展と文芸祭、それぞれみんな市の委託事業を実施したという入り口で内容が記載してあります。誰がどういうものを好んで取り組むかというのは人それぞれ、特に豊かな個性の市民がたくさんおられますので、こういう市民交流をやるにしてもいろんなジャンルがあって、これを一つに無理やり束ねることはもともと無理です。

特に僕が思ったのは、3番目の文芸祭などというのは、私が十分理解できないこともあって、まさにいろんな人がいろんなレベルで楽しんで、芸術・文芸等に親しんでいくということです。だから、ある意味で、地域の公民館講座、あるいは公民館まつり、これからは地区センターまつりというふうに言うんでしょうけれども、そうした部分と連動をしながら共鳴し合ってやっていく。でも、市の委託事業として、可児市が文芸祭として取り組むときは、今回の14、あるいは15ある地区の個々のレベルでの発表、あるいは交流ではなくて全市的なレベルに取りまとめるというか、ある意味、水準を引き上げていく、芸術の内容のね、引き上げていくようなチャンスにもつながっていくということで、この文化祭の3つの取り組みは、だからこそ市の委託事業としてやられたということも含めて、a 1 a が a 1 a としての役割を果たし得る。個々の公民館では発生できない内容をできたものじゃないかと私は受けとめて、すごくこれを評価したいと思って発言をしました。この辺について、当のやられた側の事務局長としてはどんなふうに受けとめておられるのでしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君） 市民の文化祭というものにつきましても、ほかの市もいろいろ工夫をしながら継続してやっておられます。その中で、市のお考えとして、やはり今おっしゃったとおり、皆さんに少しでも興味を持っていただいて、底上げをしていく、少しでも皆さんに親しんでいただくということで、その機会になるように、私どもは募集要綱等、PRを怠らないように、皆さんに応募いただいて、そして市のほうと一緒に審査等もして、例えば文芸祭などは一大イベントのような形で表彰式等もやりまして、やはりちょっと高度なというようなイメージを持ちながら、ただ地区としては公民館、要するに地区センターのほうで常に活動しておられる方々が a 1 a に出すぞというようなことでやっていただいております。さらに今の状況を市のほうと相談しながら、グレードアップできたらなどは思っております。ありがとうございます。

○委員（伊藤健二君）　そういうことなんで、もともと a 1 a のホールをつくったときは、でか過ぎるよというふうに私どもは会派の考えとしては持っていたわけですが、つくっちゃった以上、積極的に使おうよということだったけど、設計段階から言われていたのは、可児加茂の地域を代表する、また活用して発展させてもらう施設にするんだということで、確かに可児市民はまだ9万何千人でしたけど、可児加茂地域、加茂郡を含めて23万人口を相手にして構えていると。もともと、だからこの文化センターというのは、周辺の自治体の住民も含めて、対象として取り込んでいかないと、器が大きいんで発展し切れないよということは前から言われていたことで、それに沿う形で努力が積み上がっているという点では、きちっとまずその点は評価しないといけないと。人口10万人、なかなか10万人以上にはふえていきませんが、そういう点で、周辺の人口を取り込んで、そういう人にも使いやすく、そしていい場所だということで評価していただける努力をしながら、市民への、a 1 a の存在を知らない人がいるというような、私も聞いたことがあってどきっとしましたけど、そこら辺を強めてもらいたいなあというふうで期待しています。よろしくをお願いします。

○委員長（板津博之君）　ほかに質疑ございませんか。

○委員（渡辺仁美君）　先ほど音響の、設備のほうの話が出ました、ハードのほう。私ちょっとソフトの面を伺いたいんです。主劇場及び虹のホールですか、あそこの2つを使うときの音響スタッフというのか、そういうアシスタントの方、業者が入りますよね。それはもう指定の、a 1 a 御用達みたいな業者が決まっていて、そこを使うことになっているのでしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君）　基本的には、今、貸し館のことだと思いますけど、貸し館で利用していただくときに、ホールにつきましては私どもの職員が張りつきます。それぞれ舞台の担当、照明の担当、音響の担当がおりますので、張りつきますが、それ以上に必要な場合、あるいは高度な機械を持ち込まれる場合とか、そういったものにつきましては、借りられる団体が業者を依頼されて入るというようなこともございます。私ども、若干、今常駐しておる職員のほかに、岐阜の舞台協議会というところと契約をしておりますので、どうしても足りないときにはそちらから応援をいただくような契約をしておりますので、そういった中で対応できるものは私どものほうで対応させていただいております。以上でございます。

○委員（渡辺仁美君）　これは、なぜお尋ねしたかといいますと、昨年、主劇場を使って市民が一つのイベントをされたときに、予算立てをしていて、全て持ち前でみんなで作っていくという趣旨でもってやられたので、音響スタッフについても、余分な費用が発生してしまって、そこが残念だったという、後で感想を聞いたもんですから、主催者の方から。もし、本当にプロフェッショナルで、営利を伴う場合と、市民がされて、全て相談に応じて、指定の方が携わっていただかなくても、自分たちでやって、その分の費用が発生しないという形はとれるのでしょうか。市民の方の利便とか利用を考えてのことですけれども。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（山口和己君）　今、おっしゃられたケース

は、恐らく利用される方々がこの程度なら自分でできるだろうという判断のもとにやられたのかもしれませんが、実は私ども、制作のほうのスタッフと舞台、照明等のスタッフが一緒になりまして、利用される方の団体と綿密な打ち合わせをいたします。ですので、その中でこうしたい、ああしたいということは当然出していただきまして、私どもとしては、ここまでは職員でやりますよということで御提示させていただいておりますので、ひょっとしたらその段階で何とかできなかつたかなということは今ちょっと私残念には思っておるんですが、そんなことのないように、私ども職員でやれることはここまでだよということ、そしてもしこういうことをやるのであれば、外部から業者を入れないとできませんよというようなことも含めて、しっかりとアドバイスできるように指導していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件について質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件については以上とさせていただきます。

最後になりますが、先ほどの川上委員の委託費の講師料の質疑に対して、公共施設振興公社事務局長が答弁されるということですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 先ほどの川上委員からの質問につきまして、答えられなく大変申しわけなかったです。

まず、その前に、私の説明の中で、委託料につきましてのメインな委託料はというところで、わくわく体験館のガラス工場の講師料というふうに発言させていただきましたけれども、正確に言いますと、講師料ではなくて委託料ということで、説明が間違っております申しわけございませんでした。

それで、川上委員からの質問ですが、委託料の中の講師料の部分と、それから施設管理料の部分の内訳を説明が欲しいということでしたので、早速、設計書を取り寄せましたが、実は設計の内容がその管理部門で幾ら、講師部門で幾らというような内訳の設計にはなっておりません。主任の職員が1日単価幾らという設計で、その者が1年間に何日出勤をするかという積算になっております。ですから、その主任の者の1日の単価は出ておるんですけど、それが講師料の部分としては幾ら、管理の部分としては幾らという積算ではなくて、一括して幾らというような積算になっています。それからあと、主任以外の一般の職員に対する単価というものも出ておまして、その一般の職員が年間に何日出勤するかという積算で計算されております。ですから、こちらの委託料のほとんどが人件費ということで、先ほどの内訳につきましては、はっきりと説明ができないので、本当に申しわけございません。

○委員（川上文浩君） ということは、内訳書の中にある委託料の文化芸術及びレクリエーションの振興事業の2,800万円のほぼ、それが人件費ということで、こちらのわくわく体験館の管理、貸し館事業費の部分は別に委託をしているというようなことで理解していいですね。

○一般財団法人可児市公共施設振興公社事務局長（渡辺英幸君） 全くそのとおりです。ほと

んどが人件費で、それが委託料ということで契約させていただいております。

○委員（川上文浩君）　ということは、人件費ということなので、相手によって単価が違ったりだとか、そういう人が技術的に高い人だと単価が高くなったり、機械も管理していただいているなら、その分も含めて、若干の時給になるか日当になるかわかりませんが、そのところが違うよということで2,800万円を支出しているということだよ。はい、わかりました。

○委員長（板津博之君）　それでは、この件についてもうよろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ここで午後1時まで休憩とさせていただきますと思います。

参考人の皆さん、お疲れさまでした。

休憩　午前11時38分

再開　午後0時56分

○委員長（板津博之君）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、3. 事前質疑、地震によるブロック塀等の撤去費補助金交付要綱についてを議題といたします。

質問者の伊藤健二委員に質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君）　地震によるブロック塀撤去費の補助金交付要綱についてです。

本市では、3分の2補助率で上限10万円としているわけですが、県内ではありませんが、他の自治体で見かけたところによると、古い制度のようですけれども、上限額が20万円となっているものもありました。今回、平成31年度末までとするに際して、上限額10万円とした理由を示してください。お願いします。

○委員長（板津博之君）　それでは、執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（佐橋 猛君）　ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、補助率の3分の2ということでございますが、ほかの市の事例を見ましても2分の1がほとんどでございます。県内の先進市、例えば岐阜市とか各務原市、多治見市でも基本的に補助率は2分の1でございますが、通学路などの要件の場合に補助率を3分の2や5分の4に引き上げるという措置をとっております。可児市では、全域で3分の2とすることにより、少しでも多くの危険な塀の撤去を促進できるようにと考えております。

次に、上限の10万円でございますが、先ほど20万円というお話がございましたが、県内の先進市、先ほどの市は上限を30万円とするケースが多くなっております。一般的に、一戸建ての平均的な敷地面積が約200平米と仮定しますと、四角としますとその一辺が道路の面する面の長さが約15メートルぐらいとなります。玄関や車庫などもございますが、その辺も加味して多目に見積もりまして、塀の長さを15メートルとしますと、要綱にございます市のメーター当たり1万円を掛けて撤去費は15万円、その3分の2で10万円ということになり、10万円あれば、ほとんどの塀が撤去可能であると見込んでの金額でございます。

早期に補助金の目的を達成したいという理由から、平成 31 年度末までの期間限定の補助金としておりますが、10 万円の上限でも十分に効果が発揮できると考えております。

なお、申請、申込件数の予想は非常に難しいところでございますが、今年度の後半で 50 件の申し込みを想定してございまして、10 月からの申し込みの状況を見て、来年度の予算等の参考にしたいと考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、この件について質疑ある方。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

では、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて、リニア中央新幹線工事関連での問いについてを議題といたします。

質問者の伊藤健二委員に質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） リニア中央新幹線工事関連での問いでございます。

岐阜県道の 85 号線、多治見白川線沿いの山林におきまして、株式会社八州という事業所がございまして、その会社が平成 29 年 12 月より開発をしている実態がございまして。これからの 6 カ年に及ぶ山林開発、また 35 万立米にも上る盛り土をその後、開発行為の続きとして行うという予定が掲示板等によって表示がされております。

その近隣でたまたま進行中のリニア中央新幹線工事の大森非常口から排出されるトンネルの掘削残土が仮置き場とされるおそれはないのか、この点を心配しております。岐阜県との確認等をしていただいて、状況について、また事業者はどのような予定を立てておられるのか、詳細を説明いただきたいということです。お願いします。

○委員長（板津博之君） 執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 株式会社八州が行っている開発事業につきましては、可児市とまちづくり条例に基づく開発協議がなされ、平成 30 年 1 月 19 日付で可児市と開発協定を締結しております。計画の概要については、平成 30 年 4 月から平成 33 年までの間に、約 43 万立米の砂利採取を行い、平成 33 年から平成 35 年までの間に 35 万立米の盛り土工事を行い、盛り土完了後に資材置き場として造成し、平成 36 年 1 月に工事完了の計画となっております。事業面積は約 5 ヘクタールとなります。

委員が御心配されている盛り土に使われる土についてですが、業者からは、どこから持ってくるかについてはまだ決まっていないと聞いております。この事業については、可児市と行うまちづくり協議のほか、岐阜県が許認可を行う森林法に基づく林地開発許可、砂利採取法の認可、埋立条例の許可、土壌汚染対策法の届け出などがあり、それぞれ平成 29 年 10 月ごろに手続を済ませております。埋立条例の所管部署である可茂県事務所環境課に確認したところ、埋め立て用の土砂は近隣の建設発生土を使用する予定となっているとのことです。埋立工事を行う前には、土砂の運搬計画を明らかにして再申請することがあるというお話でした。また、JRにも確認しましたが、現時点では、ここをリニア中央新幹線工事発生土の置き場として利用する計画は今のところないとのことでした。以上です。

○委員（伊藤健二君） ありがとうございます。

計画は今はないということですので一安心ではありますが、先ほどの御説明にもありました土壌汚染対策法と土質にかかわる問題については、いざJR、あるいは受け皿側が何らかりニア中央新幹線と関係するという場合については、もう既に出てくる土については全てチェックを行うというルールが出ていますので、自動的に土壌汚染対策法を含めて、県が指定している方法でのチェックがなされていくということになるということですのでよろしいですね。その確認をさせてください。

○都市計画課長（渡辺 聡君） リニア中央新幹線工事からの発生土については、全て検査をしまして、重金属の検査、それから酸性土の可能性の検査を両方行いまして、安全なものは埋め立てに使用し、安全でないものについては対策をして埋めるということになっておりますので、ここがもし発生土置き場になるという場合も、可能性はないわけではないんですけれども、その対策がなされるというふうに考えております。

○委員長（板津博之君） よろしいですか。

では、この件に関してほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

それでは続いて、大規模太陽光発電施設についてを議題といたします。

また、伊藤健二委員に質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） さきの7月豪雨災害の中で、5件で12カ所にわたって、大規模な太陽光発電設備施設設置物が大雨による浸水、大雨の流れとか流出等が起きまして、機器の故障や施設そのものが影響を受けるというような事態が起きました。土砂崩れによるパネルの破損、損傷が確認されたわけでありまして、広島、愛媛、兵庫、島根、山口、この5県であります。パネルが損傷した場合には、場合によっては太陽光発電施設自体での発電が起きてしまいますので、その結線上の問題から破損による今度は感電による事故等などが起きるリスクも危険もあるわけでありまして、そうした問題を起こさないように防災対策が求められているところでもあります。

可児市におきましても、規模はいろいろあるんですが、一般家庭用発電を除くいわゆる小型、小規模の発電装置、ソーラーパネル設置において、昨年からことしに寄せられた苦情、あるいは設置周辺への悪影響が把握されているような事例はあるのでしょうか。例えば、土砂流出によるため池や付近の河川への流入、汚濁というような問題があったかなかったか、あるいは土砂流出による事例など、そうしたものが市民から届けられたり、苦情として寄せられたような事例が把握されておれば、それを御紹介いただきたいという点です。

もう一つは、山腹、傾斜地でのパネルの設置がところどころで見受けられるわけでありまして、こうした設置について、市としては、今の時点でいいますと、簡単に言えば、山腹での大雨によるパネルの流出というような問題、危険度は、以前の時点よりははるかに高まってきているわけで、そうした問題について今特に何かお考えを、もう一遍、設置に対する対

応基準を強化するとか、そうしたお考えはあるのでしょうか。2点についてお尋ねをいたします。

○委員長（板津博之君） 執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（佐橋 猛君） まず、1つ目の大規模な太陽光発電設備による昨年からの苦情や設置周辺への悪影響についてということにお答えいたします。

太陽光発電施設につきましては、建築物ではなくて、開発許可の対象でもないため、3,000 平米以上でまちづくり条例の協議が必要な事業については把握しておりますが、条例により協議が不要な場合は、事業者から市への報告義務がないため、ほとんどの把握ができておりません。そこで、昨年度におきまして、このまちづくり条例の規定による協議を行ったものにつきましてでございますが、今地区の太陽光発電設備で平成 29 年 8 月 18 日の豪雨の際に、隣の民地内に土砂が流出した事故がございました。この件につきましては、事業者のほうで対策工事を行っていただいております。

次に、まちづくり条例によらない案件でございますが、うちで把握しているものでございまして、昨年春に柿下地区におきまして、太陽光発電設備設置工事中に土砂が県道多治見白川線に流出する事故が発生しております。これにつきましては、道路管理者である岐阜県から事業者にご連絡をいただき、対策工事をしていただいております。さらに、この同じ太陽光発電施設におきまして、平成 30 年 8 月に県道を挟んだ蔵沢下ため池に土砂の流出が確認されました。これにつきましては、ため池管理者である自治会長から事業者に流出対策を求めていただいております。

以上が市が把握している昨年からの流出事故等の状況でございます。

なお、さきの台風 21 号の後に、条例により協議のあった施設で一応全部確認しておりますが、流出事故等は発生しておりませんでした。

次に、2つ目の山腹や傾斜地での太陽光パネル設置に係る市の考えについてお答えいたします。

山腹や傾斜地ということになりますと、土砂災害が危惧される場所ということになりますので、県が指定する土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が該当することになると思います。これらの区域における太陽光発電施設の設置につきましては、このように危険な土地であるということをお示しした上で、立地について県とよく協議をするようにお話をさせていただいております。また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の中で、急傾斜地崩壊危険区域内における一定の行為、例えば切り土や掘削、盛り土、伐採などについては、県の許可が必要となっております。市では、太陽光発電施設の相談や協議のありました事業者に対しましては、資源エネルギー庁が策定しております太陽光発電施設の事業計画策定ガイドラインに沿った事業計画を立案するように指導させていただいております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ただいまの説明について質疑のある方見えますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続きまして、4. 報告事項、(1)大森奥山地内（樺ヶ丘）宅地開発事業の経緯についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（佐橋 猛君） 報告事項の1番目、大森奥山宇奥山地内宅地開発事業について説明させていただきます。

資料の2をごらんください。

ことしの6月の議会で報告させていただき、現地も視察していただいておりますが、現状に変化がございましたので御報告させていただきます。

初めに経緯でございますが、7月20日に事業者がディーシー・クリエイト及びエムアセットからシー・クエンス株式会社に正式に変更となりました。都市計画法の開発許可は権利が承継されております。まだ新しい事業者であるシー・クエンス株式会社からまちづくり条例に基づく変更の協議書が提出されておらず、住宅団地であること以外の詳細な内容はわからない状態でございます。したがって、本日、それに関する図面をお示しすることができませんので、申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

次に事業概要でございますが、今お話ししましたように、事業者がシー・クエンス株式会社に変更となっております。許可の関係としましては、可茂農林事務所林業課所管の林地開発許可と、可児市所管の都市計画法の開発許可の2つになっております。

なお、ことしの4月から中断となっております砂利採取につきましては、これ以上は行わず、今は現況の地盤をならす工事が行われております。さきに見学していただいたときにありました山を今切り崩して平らにならしておるという状況でございます。

次の事業期間でございますが、口頭にてお話を伺っておりますが、2期に分けて施工し、第1期をことしの10月から来年の3月末までをめぐりに行い、第2期はそれ以降に進めるということでございます。

最後の建設市民委員会の報告につきましては、ここの記載のとおりでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、次の議題に移ります。

続きまして、可児御嵩インターチェンジ周辺の土地利用についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（佐橋 猛君） 可児御嵩インターチェンジ周辺の土地利用についてお答えします。

もともとこの計画につきましては、イオンモールの出店計画にあわせて始まったものでございまして、それに伴って進めてきたものでございます。経緯のところがございます平成

28年5月のところにございます可児御嵩インターチェンジ周辺区画整理事業発起人会というものがございますが、地元では、当初からまとまって市や事業者と交渉するためにこういった会をつくって、まとまって対策をされてきております。これに対しまして、一昨年(平成27年)の平成28年6月のところにございますが、この建設市民委員会にてここまでの経緯を説明しておりますので、平成28年12月のところから御説明させていただきます。

市としましては、区画整理事業の円滑な推進を図るために、都市計画マスタープランの改正を行っております。これに伴いまして、1段下にあります平成29年4月のところにございます土地利用転換行為の運用指針の改正も同時に手をつけ始めております。しかし、その1つ上ですが、平成29年2月のところにございますが、イオンが出店計画を断念しております。これに伴いまして、平成29年5月に地元の発起人会から市に対しまして、イオンが出店計画を断念したことの報告がございましたが、地元としましては、引き続き別の事業者で商業施設の誘致を希望されておりました。これに伴い、区画整理の今後の事業の可能性の調査、それからボーリングの調査、文化財調査を進めてほしいという要望が市に出されまして、平成29年度に市としてはこの調査を実施しております。

次の各調査の結果についてでございますが、こちらが今の経緯の続き、今年度の経緯ということになります。

平成30年6月の地権者説明会とございますが、先ほどの調査の結果がまとまりましたので、6月24日に説明会を開いております。ここで、以下のとおり、埋蔵文化財の調査、それから亜炭鉱のボーリング調査、それから土地区画整理の可能性調査、それから流通・工業団地開発の可能性調査を報告しております。

丸でございますが、埋蔵文化財調査ということで、埋蔵文化財のあるかないかを調べまして、試掘調査によって検出された遺構を調べまして、埋蔵文化財の包蔵地が約2ヘクタールの面積があることがわかりました。これに伴いまして、今後は、開発に向けましては、事業が起りましたら、この場所で必要に応じて本格的な発掘調査を行うということで御説明させていただきます。

裏面でございます。

亜炭鉱のボーリング調査でございますが、5カ所のボーリング調査を実施しまして、地下33メートルまでの範囲で亜炭鉱の跡の空洞は見つからなかったということで御報告しております。地下33メートルといいますのは、隣の御嵩町でやっております調査における専門家による判断基準ということでございます。

次の土地区画整理事業の可能性調査というところでございますが、減歩率が60%以上と非常に高くなっておりまして、地権者の方々のリスクが非常に高いということで、事業を行うにはちょっと厳しいということで御説明させていただきます。

次の流通・工業団地の可能性調査というところでございますが、可児市で行うために、商業系の事業者の皆さんに可児市への出店の可能性の調査をしております。これによりまして、可児市では既に大型の商業団地が飽和状態でございますので、この全体の土地を利用するの商

業施設の出店は非常に難しいということをお聞きしております。岐阜県の工業用地の需要につきましても非常に現在高いものがございますが、実際には工業用の用地が不足しているという状況で、県内のほかの地域での工業団地の誘致が行われないような状態であれば、早いうちであれば、流通・工業系の用途で企業誘致は可能であるということが考えられるということでお聞きさせていただきます。

今後の方針というところでございますが、この説明会をもとに、地元の発起人会では、このまま区画整理事業を進めていくか、もしくは流通・工業系の開発に軸足を移すかということでアンケート調査を実施していただいております。その結果、土地区画整理事業の賛同者が少数にとどまり、流通・工業系の開発の賛同者が大勢を占めたということでございます、これを受けまして、平成 30 年 8 月、ことしの 8 月でございますが、市に対しまして、先ほどの発起人会が可児御嵩インターチェンジ周辺開発推進協議会と名前を変更されまして、16 日に市に対して要望書が提出されました。要望書の中では、流通・工業団地の開発事業を市と連携して進めていくとされておりまして、市の積極的な指導のもとで事業を進めてほしいと要望されておりました。この要望に対しまして、市としましては、できるだけ市民の皆様の要望に応えるような形で鋭意努力をしていくというふうにお答えしております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの説明について質疑のある方。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、次の議題に移ります。

続きまして、可児市亜炭鉱廃坑状況図についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（加納克彦君） 9 月 7 日に開催されました予算決算委員会におきましても、板津議員の事前質疑に対する回答の中でお話しさせていただきましたが、可児市亜炭鉱廃坑状況図につきまして御説明をいたします。

資料の 4 をごらんください。

市内の亜炭鉱廃坑の状況を把握するという事で、各課で所有しておりました亜炭鉱廃坑に関する資料を収集、整理いたしまして、亜炭鉱廃坑状況図を作成いたしました。産業振興課の窓口にて、亜炭鉱廃坑状況図作成業務報告書及びボーリング柱状図を閲覧していただくことができます。閲覧開始日は 10 月 1 日といたしまして、市民の方には、産業振興課窓口にて閲覧できることを「広報かに」10 月 1 日号及び市ホームページにてお知らせいたします。

資料の中ほどに収集した資料名を載せておりますが、ナンバー 5 のボーリングデータにつきましては、先ほどの建築指導課長の説明もございました平成 29 年度に柿田地内で行いました 5 カ所のボーリングデータも含んでおります。説明は以上です。

○委員長（板津博之君） ただいまの説明について質疑のある方。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、ここで議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午後 1 時 24 分

再開 午後 1 時 24 分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

それでは、都市計画区域マスタープランの素案作成についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 資料 5 をごらんください。

岐阜県は、平成 32 年度の可児都市計画区域マスタープランの見直しに向けた作業を進めております。見直しについては、市町村が素案を作成することになっており、来年度 6 月までに岐阜県に提出する予定でございます。都市計画区域マスタープランというのは、都市計画法第 6 条の 2 に基づき定めるもので、おおむね 20 年後の都市の将来像の実現に向けて、都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものとなります。都市計画道路や用途地域の変更を行う場合には、原則、区域マスタープランと整合がとれていることが求められます。

市の都市計画マスタープランとの関係性でございますが、区域マスタープランは市が策定する都市計画マスタープランの上位計画に当たるもので、区域マスタープランは市都市計画マスタープランよりも広域的な観点から作成するものとなります。

裏面をごらんください。

見直しの方向性ですが、可児市は平成 28 年 12 月に都市計画マスタープランを作成しておりますので、そのときから市の状況は大きく変化していないため、都市計画マスタープランをベースにしながら、それ以降、新たに発生した政策課題などを考慮した形で素案を作成します。

今後のスケジュールですが、内部の検討委員会で協議を重ねながら、11 月には都市計画審議会の御意見を伺い、素案のさらに案を作成しまして、1 月にはパブリックコメントにて市民の皆さんの御意見を伺い、年度末には素案を固めたいと考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、次の議題に移ります。

それでは、可児市地域公共交通網形成計画についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 資料 6 をごらんください。

可児市では、平成 25 年 6 月に策定した可児市生活交通ネットワーク計画をもとに、現在のコミュニティバスを運行していますが、この計画は平成 30 年 5 月に計画期間を満了した

ことから、本年度、新たに可児市地域公共交通網形成計画を策定します。

(1)の可児市地域公共交通網形成計画の目的ですが、これは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定するもので、地方公共団体が地域全体の公共交通のあり方を勘案した上で、行政及び民間の運行事業者、住民の役割を定めてまいります。

(2)に、可児市地域公共交通網形成計画に定める事項を示しています。地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針、計画の区域、計画の目標、目標を達成するために行う事業及び実施主体、計画の達成状況の評価方法、計画期間などです。

(3)に、策定までのスケジュールを示しております。民間交通事業者、学識経験者、市民委員等から構成された地域公共交通協議会を年度末までに4回開催し、御意見をいただきながら案を作成し、パブリックコメント等を経て、来年6月に作成したいと考えております。

裏面の(4)には、可児市地域公共交通網形成計画で検討していく内容をイメージしたものを示しております。上の段に、公共交通を考える上での課題を示しておりまして、下段が解決のための方策となっております。

まず、公共交通の課題としては、平成29年度に行った基礎調査の結果から見てきた3つの課題の検討を行います。基礎調査では、市民、さつきバス、路線バスの乗客へのアンケートや民間交通事業者のヒアリング、障がい者施設や社会福祉協議会などへのヒアリングを行いました。アンケート結果については、3月議会の建設市民委員会で単純集計したアンケート結果を御報告いたしました。その後、クロス集計も行いましたが、特筆すべきことはございませんでしたので、今回は説明を省略します。

基礎調査から見てきた課題が3点ございます。

1点目が広見、今渡などの既成市街地と、もう一つ、西可児地区、それから桜ヶ丘地区の3つの地区と、名古屋や周辺市町村を結ぶ広域的なネットワークの維持、2点目がさつきバスと電車、さつきバスと路線バスなどとの乗り継ぎがしやすい交通結節点の整備、3点目が公共交通にかかわるわかりやすい情報の提供です。それに加えて、政策課題として、高齢化、福祉、観光、子育て支援といった政策課題、これらの課題と公共交通を取り巻く新たな動きとして、可児駅の東西自由通路の供用が開始されたこと、可児駅前広場が平成31年度に整備されうること、NHK大河ドラマ「麒麟がくる」などの新たな状況に対応することが求められます。

これらの課題を解決するための方策として、スマホアプリを利用した検索サービスの活用や乗り継ぎのしやすいダイヤの見直し、路線の見直しなどが考えられますが、それについては、今後、協議会の皆様等の御意見を伺いながら計画を策定してまいります。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（酒井正司君） 公共交通に直接的な影響はどうかと思うんですが、岐阜医療科学大学が進出しますよね。それについて、西可児地区の方が、例えば地域包括支援センターが今はとうとう病院にありますけど、西可児に持ってきてほしいという要望が非常に強いというこ

となんか、それから大学が地域に開放しているんな総合の乗り入れのような形で地域貢献をしたいというようなことになると、学生のことよりは、地域の方が大学との連携上の公共交通の何かそういうことはお考えでしょうか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 公共交通の考え方なんですけど、福祉に重きを置くか、あと一般の学生の通学や通勤に利用することに重きを置くかということによっても、ダイヤの組み方とか路線の運行の仕方が変わってくると思います。今の地域包括支援センターのお話やら、そういったことについても、福祉的な面ではどういう運行が必要だとか、学生に利用してもらうにはどうしてもらったらいいかというような考え方があると思いますので、その辺も、可児市は公共交通にどういう方を対象にしていくかということも検討しながら、目的を考えて、それに合ったダイヤの編成等も考えていきたいと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

○委員（伊藤健二君） 今、検討しておることの質疑ではありません。とある市民から苦情をいただきました。Kタクですね、電話で予約バス、いわゆるKタク、可児タクシーへ電話をする。出てくる男性の対応が非常に悪い。その件については、そちらへ直接言ったかどうかわからないけど、市にも連絡、ああ行ったのね。じゃあそういうことですので、一応、市に代行をしてやってくれているわけなんで、民業かどうかということでは、もともと民業なんで、やってみえるから、接遇教育をしっかりと伝えてもらって、市民の側に不快感を起させないようにしてあげてほしいと思います。

○都市計画課長（渡辺 聡君） そのお話はいただきまして、可児タクシーのほうにも確認したんですけども、いつも女性の決まった方が対応されるんですけど、ちょうどそのとき不在で、かわった男性の職員が、ちょっとなれない者が担当したということで、大変申しわけない対応をしてしまったということで、会社のほうも非常に反省しておりますので、今後、私どもも気をつけて指導していきたいと思っております。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、次の議題に移ります。

それでは、リニア中央新幹線（大森工区）工事についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 資料7をごらんください。

この資料は、リニア中央新幹線（大森工区）工事について、7月17日にJR東海が大森地区の代表者の方々と開催した情報交換会で配付された資料となります。地元の代表者として出席されたのは、自治会役員、大森財産区管理会、大森土地改良管理組合の皆様で、総勢で23名の出席がございました。この情報交換会での意見を踏まえて、環境対策や工事施行計画を策定し、その後に地元へ説明会を行うとお聞きしております。

本日は、情報提供として、情報交換会で使われた資料をお示ししましたが、JR東海の事業であるため、本日、私のほうからの説明は控えさせていただきますが、御質問等がありま

したら、私が知っている情報の範囲でお答えをさせていただきますので御了承願います。JRに確認しないとお答えできない事項については、JRに確認の上、改めて回答させていただきたいと思います。以上です。

○委員長（板津博之君）　ということですので、もし質疑のある方は発言していただければと思います。

○委員（川上文浩君）　以前、株式会社ダイセキ環境ソリューションからの説明で、汚染土はこちらへ運び込むような話やったけれども、どうも話を聞くと、株式会社ダイセキ環境ソリューションには汚染土は持っていかないというようなJRの意向があるように聞いていますが、その辺のところはどうなのでしょう。

○都市計画課長（渡辺 聡君）　基本的に汚染土につきましては、仮置き場に仮置きをした後、リニア中央新幹線の工事がほぼ終わるころに、最終年度ぐらいにJRの所有地に埋め立て処分をするというふうに聞いておりますが、汚染土が出るのが非常に少なかった場合は、その少量を株式会社ダイセキ環境ソリューション等に持っていく可能性もあるけれども、今のところそのつもりはないというふうにお聞きしております。

○委員長（板津博之君）　ほかにこの件について。

○委員（川上文浩君）　ごめんなさいね。これは大森とは関係ないんだけど、そうすると、大萱もそういう方向なのでしょうかね。

○都市計画課長（渡辺 聡君）　大萱も同じ考えと聞いております。

○委員（伊藤健二君）　この大森非常口付近の現況図ですが、工事概要7と書いてあるところですね。この赤い枠で囲ったところが通称、非常口と書いてあるところで、その非常口の一部に、奥からなるんでしょうか、仮置き場が形成されるということですね。そして、仮置き場から星見台の団地までは約160メートル離れていますよと言うんだけど、ここにまだ検査、処理がされていない、下から掘ってきて積み上げた土砂が、最長どれぐらいの期間、ここへ積み上げられるんでしょうか。

○都市計画課長（渡辺 聡君）　赤の枠で囲った部分は非常口なんですけど、ここは発生土置き場ではなくて、掘った土の3日分を置いておく土砂ピットと、その中から悪かったもの、要対策土が出た場合は、それを選別して置いておく仮の要対策土置き場、仮の仮置き場みたいなのができます。ですけども、そこにあるのは、ほんの数日、1日、2日の間で、それはそんなにためておけないので、ここから発生土置き場に運搬することになります。ほんの数日の間だけ置いておく仮の仮に置いておく部分ということになります。

○委員（伊藤健二君）　一時置き場だということなんですね。長くても3日だということだけど、そのときに台風が来て、南風の強い風がどんどん吹いたときに、そういう問題でこの土が舞い上がったりとか、そういう問題は起きませんか。

それからもう一つは星見台との関係で、高低差はどれぐらいになるんでしょうかね。ここに等高線が入っているので、厳密にいうと、どっちが上なのか下なのかわからないけれども、見方によっては星見台のほうが下に読み取れないこともないんだけど、どちらでしょう。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 高さにつきましては、大森非常口が笹洞のため池よりも恐らく5メートルぐらい上、5メートルから10メートルの間ぐらいだと思うんですけど、上にできるはずです。星見台も、公園のところから笹洞ため池を見ると、団地のほうが若干高目になっておるのかなとは思って、大森非常口と星見台はほぼ同じぐらいの高さ、星見台自体に高低差があるんですけど、同じぐらいの高さになるのではないかなというふうに予想します。

ただ、ちょうど大森非常口と星見台の間に1つ小山がありますので、丘で遮られているというような形になるかと思えます。笹洞ため池の下流のところにある公園のさらに南側というか東側に、二、三十メートルの山がありますので、そこで一旦は、音等も割と響いてくるかもしれないですけども、実際にやってみないとわからないところはあるんですけども、一山あるので多少は、ちょうどこの160メートルと書いてあるあたりが山なんですけれども、それで若干は遮られるのかなというふうには考えます。

○委員長（板津博之君） 伊藤健二委員、よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） いや、風。

○委員長（板津博之君） もう一点、風のほうですね。

○委員（渡辺仁美君） 21号台風がもう一遍、ここを直に通っていったらどうなるかという話。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 掘った日に、まず要対策土の検査をします。それが判明するのが翌日になりまして、要対策土は、瑞浪市南垣外工区の場合なんですけど、南垣外工区の場合は屋根つきの施設の中に仮置きしますので、要対策土が南垣外工区の場合なんですけど、風に吹かれることはないです。この大森の場合について、この土砂仮置き場にそういった建物をつくるかどうかについては、私ちょっとまだ確認ができておりませんので、施工内容16のところを見ると、屋根がついていないような形の発生土仮置きと書いてあるところ、16なんですけど、この施設にはないような感じもするんですが、ちょっとこれは確認しないとわかりません。南垣外工区のように上を覆えば、台風とかでも安全かと思えます。

それから、その北側に3日間置く土砂ピットについては、屋根は南垣外工区のところを見たんですけどなかったんで、ただ掘り出された土を見ていると、がらがらの岩が砕いてあるもので、ゼロ分とか砂分というのは余り見受けられなかったんです。1日は風雨にさらされることになりますので、その風雨にさらされた水については、集水タンクの中で処理される予定にはなっておるんですけども、風で舞っていくかどうかというのが、僕が見た感じでは、土は岩を砕いたような形ですので、何とも言えないんですけども、その辺、もしよろしければJRに確認させていただきます。

○委員（伊藤健二君） それ以上わからないんだと思います。だから、実際にできてくるときに確かめつつ、点検をかけるしかないと思いますが、何しろ想定外という言葉がまた復活するほどの自然気象環境に変わりつつあって、こんだけの広さのところにとしゃ降り、丸一日で350ミリから500ミリ降り続くことが実際起きちゃっているわけだもんで、そうなったと

きに、このため池のほうへ当然流出をしていくし、一日丸置きするときの集水タンクがどれだけの処理能力で追いつくかなんてというのは、この前、東北へ見に行ったときの実態から言えば、これで想定されている量は極めて微弱だというふうに想定できるので、事が起きてから慌てふためいて後追い対策をすることがないように、徹底して注視、監視してほしいなということでもあります。よろしくをお願いします。

○委員長（板津博之君） 1点、今の説明に参考になるんじゃないかと思ったのは、施工内容14のほうの図だと思うんですけど、こちらを見ていただくと、土砂ピットとか、仮置き場とかと書いてありますんで、都市計画課長、これを見ていただいたほうがわかりやすいですかね。

○都市計画課長（渡辺 聡君） これを見ていただきまして、その土砂ピットというところが3日分の、これは風雨にさらされています。この中で、1日目で検査して、翌日、悪いというものは下の仮置き場という、瑞浪市南垣外工区では、ここが建物というか屋根つきの施設でした。そういった形です。

○委員長（板津博之君） ほかにこれについて。

○委員（渡辺仁美君） 1つ気になることがあってお尋ねします。

さきに名前の出た株式会社ダイセキ環境ソリューションをJRが採用しないという理由の一つに、コスト面での結果だというふうに伺ったんですけども、それが本当だとして、もしひょっとしてそれで急いで自前でピットなり、ヤードなりをつくって対応されるのか、あるいは要対応土の見込み量とか、そういうのが違ってきているのか、その辺をもう一度確認をしていただきたいのでお願いします。

○都市計画課長（渡辺 聡君） コストということは私は聞いていないので、もしかしたらそうかもしれないですけど、何とも言えないです。JRいわく、最初から自社用地に埋め立てする予定であると。どんだけ出るかはわからないけど、全部、人様のところじゃない自分のところの土地に埋めて、しっかり流出しないように管理していくというふうにはお聞きしておりました。あとは、株式会社ダイセキ環境ソリューションを利用しない理由については、ちょっとそういうしか聞いておりませんので、よろしくをお願いします。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これについては以上とさせていただきます。

それでは次の議題、東海環状自動車道付加車線事業についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 資料8をごらんください。

NEXC O中日本から、東海環状自動車道の付加車線事業についての情報提供がございましたのでお知らせします。

事業概要ですが、事業区間が可児御嵩インターチェンジから五斗蒔パーキングエリアまでのうちの6キロ区間でございます。

事業区間を下の図に示させていただきましたが、北側は可児御嵩インター、南側は小湊ため池の約1キロほど南側までが事業区間となります。

事業者はNEXCO中日本で、平成36年度の完成予定とお聞きしております。

今後のスケジュールですが、9月に広見東地区、久々利地区の住民の皆様には事業概要に関するチラシを回覧させていただきました。10月ごろから測量、ボーリング、土質調査、橋梁基本設計、道路予備設計を行い、工事着工は平成31年3月ごろを予定しているとお聞きしております。

裏面をごらんください。

下図の赤の斜線部分が付加車線をあらわしております。その下が現在供用している2車線部分をあらわしております。紫色がトンネル、赤色が橋梁、白色が盛り土区間を示しております。付加車線は、供用済み車線のすぐ東側に築造される予定となっております。トンネルや橋梁についても、ほぼ今供用しているものと同じような形でつくられるというふうにお聞きしております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより質疑を行います。

質疑ございませんですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件は終了といたします。

ここで議事の都合により暫時休憩とします。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時54分

○委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

協議事項1. 前期委員会からの引き継ぎ事項及び所管事務事業の調査研究課題についてを議題といたします。

引き継ぎ事項や決算審査、それから一般質問等を含め、今期定例会を通じて、建設市民委員会で取り上げて調査検討していくべき課題だと思われるものがあれば、御意見をお願いいたします。

なお、お手元に委員会スキームのほうも配付してありますので、そちらのほうも参考にいただければと思います。

少し見ていただければと思いますので、若干時間をとります。

基本的に、前委員会からのものを踏襲したものになっております。課題としましては、二野地区の汚染土浄化施設、それから大森台宅地開発事業、太陽光発電施設設置、自治会組織のあり方、外国籍市民についてということで上げさせていただいております。活動内容は、視察、懇談会、勉強会により見識を深める、関係部署及び企業へ速やかな報告、説明の要請、十分な委員間討議の上、執行部へ提言するというところであります。

スケジュールにつきましては、10月から12月と書いてありますけれども、漠としたとこ

ろですが、汚染土浄化施設及び大森台の現地視察、それから議会報告会等での市民意見の聴取、11月にこれは予定されております。来年1月から3月の間で、関係団体との懇談会、それから汚染土浄化施設の稼働後の状況確認と。あと、大河関連及び防災関連先進地の視察ですね。4月から6月で関係団体との懇談会、5月には議会報告会がありますので、ここでの市民意見聴取、7月は次期への引き継ぎに向け活動及び課題の整理ということで、大まかな1年間のスケジュールをここでお示しさせていただきました。その他、農業委員会などの各種団体との懇談会なども予定をしております。

あと、委員会の視察につきましては、前回、最初の委員会の中でも皆さんからも御意見ありましたが、ちょっと年内は大変タイトですので、できれば来年、年明けてから行ければいいかなというふうに考えております。

私からの説明は以上ですけれども、何かほかに。

○委員（川上文浩君） 課題の中で、二野地区の、これは株式会社ダイセキ環境ソリューションだと思うんですけど、もうほぼ、工場は、私見てきましたけど、でき上がっておりますので、代表質問で前委員長がやったときも、トラックごと計測する線量計、それからポケット線量計の件とかも含めて、現地視察も含めて意見交換を申し入れていただきたいと思いません。

大森台の開発については、事業者が変わりましたので、まだ開発の申請が出ていないようですが、出た時点でまずは執行部から意見を、どういった内容の開発なのかというのを確認してから、どうするかということをやっていただきたい。

これ、ちょっと一つ聞きたいのは、太陽光発電施設ですけれども、これは条例を整備するとか、そういう意味でこれは出ているのかな。そういう意味ではない。

○委員長（板津博之君） そこまでは検討は今のところしておりませんが、注視していくという意味合いで上げさせていただいておりますが。

○委員（川上文浩君） わかりました。

条例をつくっているところもあるので、そういったところもちょっと調査したほうが、研究対象としてはいいのかもしれないなあと思います。あとは、自治会のほうはいいですが、外国籍市民の方々とは一度、前の委員会でもちょっとチャレンジしてなかなかうまく段取りできなかったけれども、できれば定住化に向けて考えてみえる方との懇談会とか、そういうようなものを企画するといいいのかなあというふうに思いますね。

あとは、建設業の協会のほうから、一度、委員会との懇談をして、その協会の考える防災とか減災の部分を一度やりたいというような話も来ていますので、一度検討を項目に入れていただければなあというふうに思います。

（発言する者あり）

多分、連合になると思うんですよ。

○副委員長（大平伸二君） 今の太陽光施設の設置のことにに関して、条例云々じゃなくて、今国や県が新たな太陽光発電についての動きを示していますので、それとあわせて委員会とし

て注視していこうということでありまして、それから委員長がちょっと最初に、前年度の引き継ぎ事項の中で、一番最初の、前年度から言われておった本年度設置された地区センターが各地区の課題解決になるようにということは、今年度はもう地区センターが設置されていますので、なくしましたということだけつけ加えておいてください。

○委員長（板津博之君） 失礼いたしました。

前委員会からは引き継ぎ事項としてありましたけれども、今、副委員長の説明にあったような理由で、ちょっとここにはもう外してありますのでよろしく願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 太陽光関連なんだけど、基本的なことはさっき川上委員が言われて、大事だと思う。その上で、いろんな全国事例を見てみると、法の整備のほうがおくれていることによって、条例がどんだけ力んでみてもその先を越えることはできていないんですよね。それとの関係でかどうかはまだ確認していないけれども、国のほうで一定程度、もうちょっと踏み込んだ形にしなきゃいけないということもあるし、2019年問題、ペイするかどうかというような金勘定の問題で、太陽光が、一般家庭でもそうやけど、2009年から固定価格買い取り制度が始まって買い取りができるようになったけど、10年たったら保証が切れるので、2019年以降についてはどうなるんだという社会的・経済的問題意識も結構高まってきつつあって、それが新しい話題になってきておると。

だけど、我々のところは、その金勘定の問題はちょっとさておいて、地域住民にとっての安全性はどうなんやという問題に焦点を当てがてら、伊東市の例だとか、伊豆の伊東市ね。それから、その隣の富士宮市だとか、あれは景観との関係で富士宮市は一步先を進んでいるんですよね。富士山の景観、そして歴史景観を含めて観光資源にして誘客して、多くの国民に来てもらおうと言っておるときに、ばあっと富士山の景色をぶち壊すようなのはいかなものかといって、そういう規制を強めていく形でやっておるとか。

伊東市の場合はいろいろともめてくっちゃくちゃになっておるみたいやけれども、結論的にいうと、6万枚もの大型パネルをつけられたんでは川での水の処理が追いつかない。そういう問題について、どういうふうに規制をかけるかということで、いろんな現行の既存法律や体系を生かしつつ、必要な協議に踏み込ませて、地域の住民との合意を図らせるというやり方で行くということで、なかなか国との関係がまだ先へ一步進まない中でも、できる範囲で規制を強化するようにさせていくと。そういう点で、住民の声を生かして、議会がどれだけ前向きな方向性提供をできるかということもテーマになるんだろうと。

そういう点で、まずはよく先行例を、先進例を把握して、何をどのように問題にして、どういう対策をとろうとしているのか、ジャンルの的に分ける必要があるなあと考えております。その辺はよくちょっと時間をかけて勉強しないと、とったかみたかにやってもだめだよなと思います。

○委員（川上文浩君） 今のにつけ足すと、太陽光発電施設については、西日本豪雨の中で土砂災害の起点になってしまったという事例が数例か数十例がわかりませんが出ているということと、21号台風によってパネルが飛散していったというような、あれは飛んでいくとす

ごい殺人的な、家が壊れるぐらいの、台風のあの風ではなってしまうので、そういった部分もあるので、そういう部分では、多分、1年前とはちょっと状況が違うんだろうと。災害が起きていますので、そういう意味では、そこをやはりチェックして、どういった施設というか太陽光発電施設の設置の方法をしたところが土砂災害の起点になってしまったのかとか、風で飛ばされていったのかとか、また関でもそうですけれども、太陽光発電施設があって、あれがひっかかっていたら物すごい災害になったというふうに言われていますけれども、そこは何とか流れなくてよかった、ごみだけで済んだもんでよかったんですけれども、やっぱりそういったところも、川の近くにあるというのはこれからちょっと考えたほうがいいのかなというのもあるので、いろんな面から、我々が委員会の中でやってきた1年前とはちょっと状況がここのところ変わってきたので、太陽光発電施設に関する考え方も変わってきたので、それも少し調査をして、視察等の中に入れるのもいいのかなというふうに思います。今、伊藤委員につけ足しということで。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

ほかにこの件について御意見があれば。

○委員（酒井正司君） 自治会組織なんですけど、この任意団体なので非常になかなか手が届きにくいんですが、今、一つには脱退ですが、加入促進が目的というか表に出がちなんですが、より深刻なのは退会が非常に多いんですよ。加速度的にふえているんですよ。そうすると、逃げ得みたいなのが結構出てきて、最初は役員だ、そのうち払わんでもいいみたいだよみたいなことが非常に横行しつつあるので、懇談会を持つとか、あるいは先進地視察でも結構ですが、何らかの形で、両面にらみでぜひ取り組んでいかなきゃいかんのではないかなあと思っています。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

今回の決算審査の提言も、後ほどまた分科会でも取り扱うことになるかと思いますが、今、酒井委員がおっしゃられたような、いわゆる自治会を抜かれる、脱会されるということも今問題として上がっておるかと思いますが、それも含めてやっていければなというふうに思います。

ほかに取り扱うべき課題で御意見があれば伺いますが。

〔挙手する者なし〕

じゃあ私のほうで、今いただいた御意見に基づいて簡単にまとめさせていただきますが、本建設市民委員会として取り組むべき課題といたしましては、二野地区の汚染土浄化施設、株式会社ダイセキ環境ソリューションの今後のスケジュールを見ながら、必要に応じて意見交換ということもやっていこうということでもあります。

2点目としましては、大森台宅地開発事業、この開発業者が変わったという中で、内容の確認を逐次やっていくということでもあります。

太陽光発電施設の件につきましては、この条例の検討も踏まえて、あと国や県の動向も注視しながら、現状、法の整備がおくれているという中で、伊東市や富士宮市といったところ

の先進地の事例も参考にしながら調査・研究を進めて、必要によっては先進地への視察もや
っていくという方向であります。

あと、自治会組織のあり方につきましては、加入の促進ということだけではなくて、現状、
脱会される方も大変多いという、これを課題意識を持って、自治連合会との懇談会や、また
先進地、そういったところの視察も考えたかどうかということでもあります。

最後に、外国籍市民との懇談会ですね。これも、フレビア等々の話し合いの中から、でき
れば外国籍市民の皆さんと懇談会ができればということで、これも進めてまいりたいという
ふうに思います。

以上かと思えますけれども、補足するところがあれば、もし、いただきますが、よろしか
ったですか。

〔挙手する者なし〕

では、この件については終了とさせていただきます。

次に、FMららの議会放送についてを議題といたします。

これにつきましては、先日、天羽委員のほうから御説明がありまして、予算決算委員長も
含めて、各常任委員長がインタビュー形式でFMららの収録を行うということで伺っており
ます。例えば、それぞれの委員会で何を所管しているかとか、または今後取り組むべき課題、
まさに今私が申し上げたような内容について、FMららのほうでインタビュー形式で取材を
受けるということですので、これにつきましては、私のほうに御一任いただければというふ
うに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。ということでよろしかったで
しょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、FMららの放送内容については、ただいま伺った委員会スキームに沿って、私
に一任させていただくということでお願ひをしたいと思います。

以上で、本日の建設市民委員会の案件は全て終了いたしました。

これで建設市民委員会は閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後2時11分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 9 月 13 日